

第 2 期丹波市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

兵庫県丹波市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付けと期間	2
3. 計画の対象	2
第2章 子どもと子育てに関する現状と課題	3
1. 人口・少子化の動向	3
2. 家庭や地域の動向	6
3. 就労の状況	7
4. 行政サービス等の状況	8
5. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ（調査結果より）	10
6. 次世代育成支援行動計画との関係性	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	13
2. 基本的な視点	14
3. 基本目標	15
第4章 子ども・子育て支援事業	16
1. 第1期丹波市子ども・子育て支援事業計画について	16
2. 丹波市における重点的な取組	24
3. 教育・保育提供区域の設定	28
4. 児童人口推計	30
5. 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策	33
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	40
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	53
1. いきいきとした子ども・子育ての地域づくり	53
2. 健やかに生み育てる環境づくり	55
3. 配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり	57
4. 子育てに喜びを感じるまちづくり	59
第6章 計画の推進体制	62
1. 計画の推進体制	62
2. 地域一体となった取組の推進	62
3. 計画の進捗管理・評価	63
資料編	64
用語解説	64
丹波市子ども・子育て会議委員名簿	65
策定経過	66

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化や、多様な働き方などの就労環境の変化、核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境の変化は激しく、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。さらに、教育・保育の質の向上や充実、子育てと仕事を両立できる環境の整備が求められており、利用者のニーズに応じた子育て支援などのサービスを、総合的に提供することが重要となっています。

このような状況の中、本市では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度に「丹波市次世代育成支援行動計画」を策定、その5年後の平成 22 年度に見直しを行い、施策を推進してきました。また、公平かつ質の高い幼児教育・保育を提供するため、平成 18 年 12 月に「丹波市こども園に関する基本方針」を策定し、平成 31 年 4 月から市全域に「認定こども園」を設置、幼児教育・保育を一体的に提供できる体制を整えたところです。さらに、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が国により整備されたことにより、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度からスタートし、これに基づき、本市においても5か年を1期とする「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援する様々な事業を進めてきました。

この第1期の「丹波市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末をもって終期を迎えますが、様々な子育て支援が望まれ、より質の高い幼児教育・保育ニーズが高まっている中、これらに対応していけるよう、第2期「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

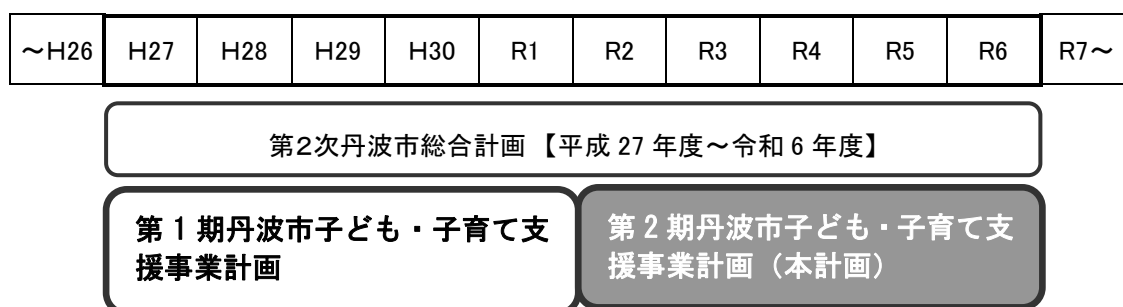
今後、この計画に基づき施策を展開していくとともに、施策の進捗状況や事業の実施状況等を検証し、必要に応じ本計画の見直しを実施していきます。

2. 計画の位置付けと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

なお、本市の基本方針となる「第2次丹波市総合計画」や関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況、地域の教育・保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。



3. 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

第2章 子どもと子育てに関する現状と課題

1. 人口・少子化の動向

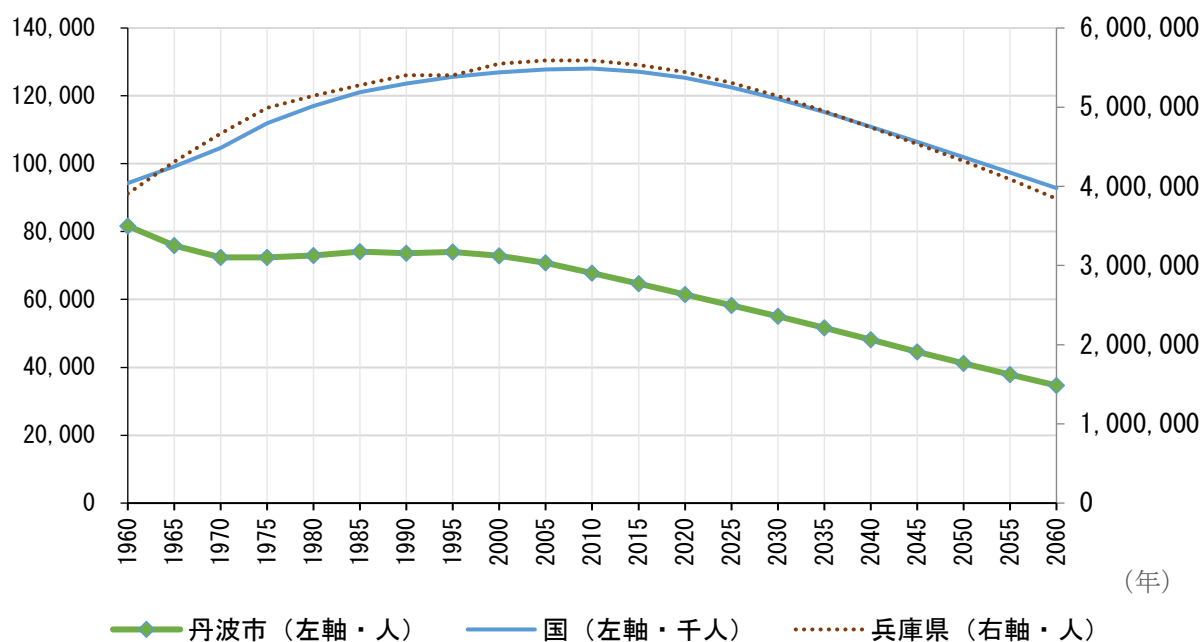
本市の人口は 1995 年をピークに減少に転じ、今後も人口は減少し続ける予測であり、2045 年には約 44,000 人、2060 年には約 34,000 人と、2015 年より 45%以上の減少となる予測となっています。

老年人口は、現状、増加していますが、2025 年をピークに減少、しかし、全体に占める割合は拡大する予測となっています。生産年齢人口は減少傾向ですが、2010 年より減少の傾向は更に強まり、今後も減少が続きます。年少人口は一貫して減少を続けており、今後も減少が続きます。

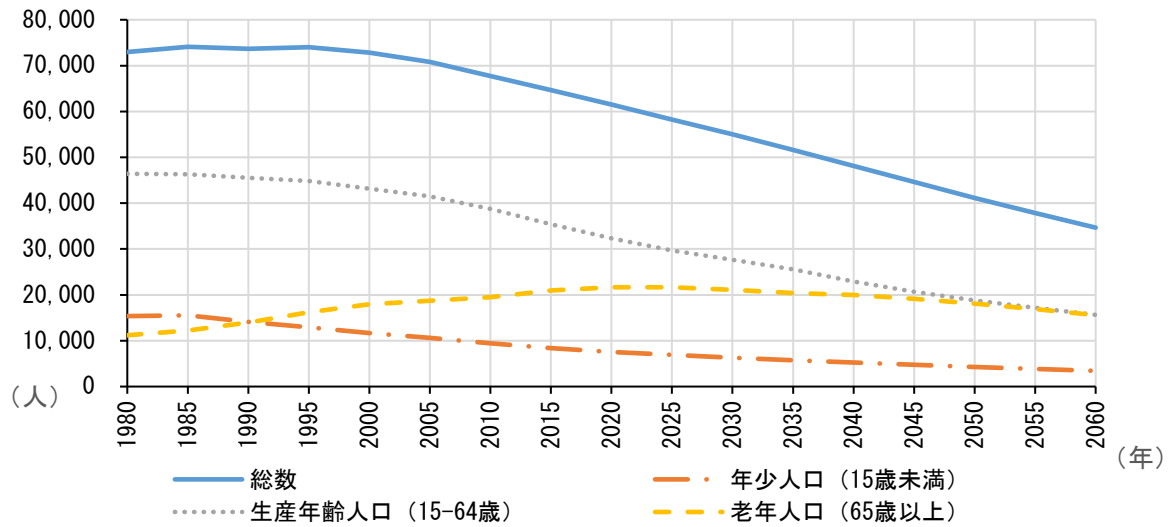
2015 年では、男女ともに 65～69 歳前後の団塊世代が多くなっています。また、40～44 歳前後の団塊ジュニア世代と、10～14 歳前後の世代も多くなっていますが、男女ともに低年齢層になるほど、減少傾向にあります。2060 年の予測では、総人口の減少とともに、60 歳以上が相対的に多くなっています。

出生数は緩やかに減少を続けており、1980 年と 2018 年を比較すると、46%にまで減少しました。

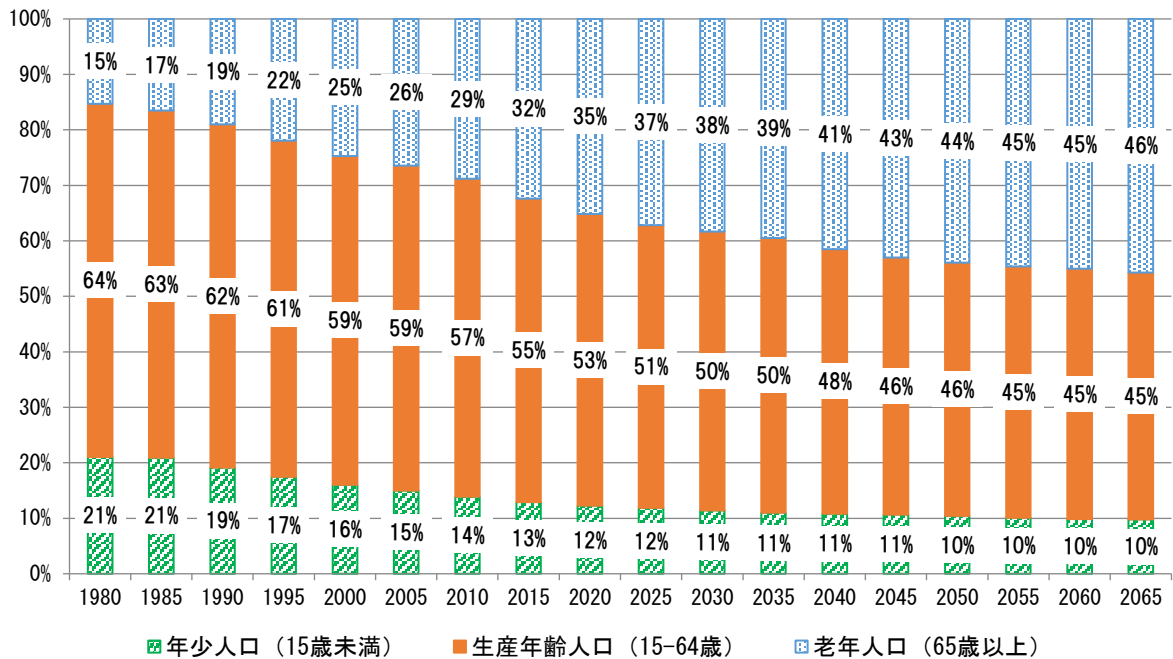
■総人口の推移(丹波市・国・兵庫県)



■年齢3区分人口の推移(丹波市)

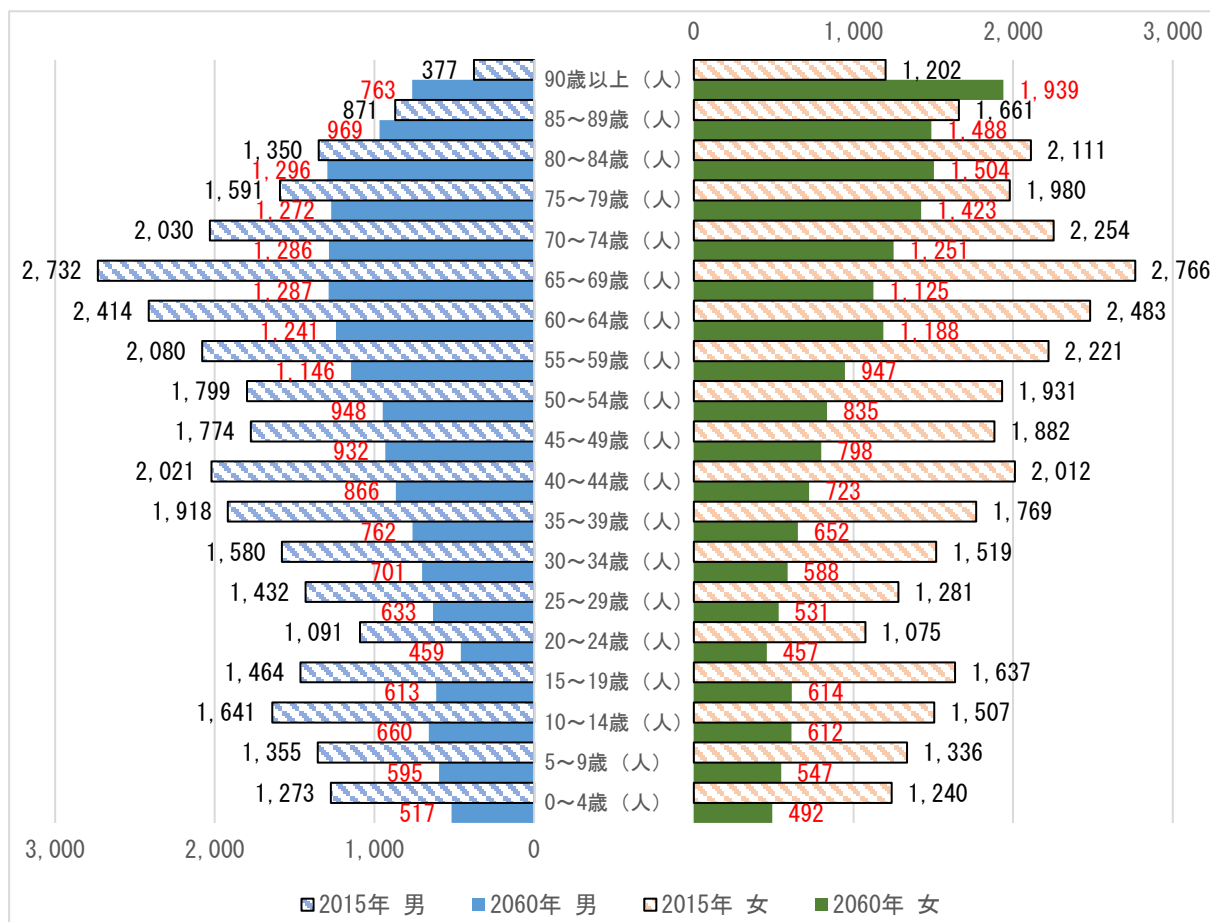


■年齢3区分人口割合の推移(丹波市)



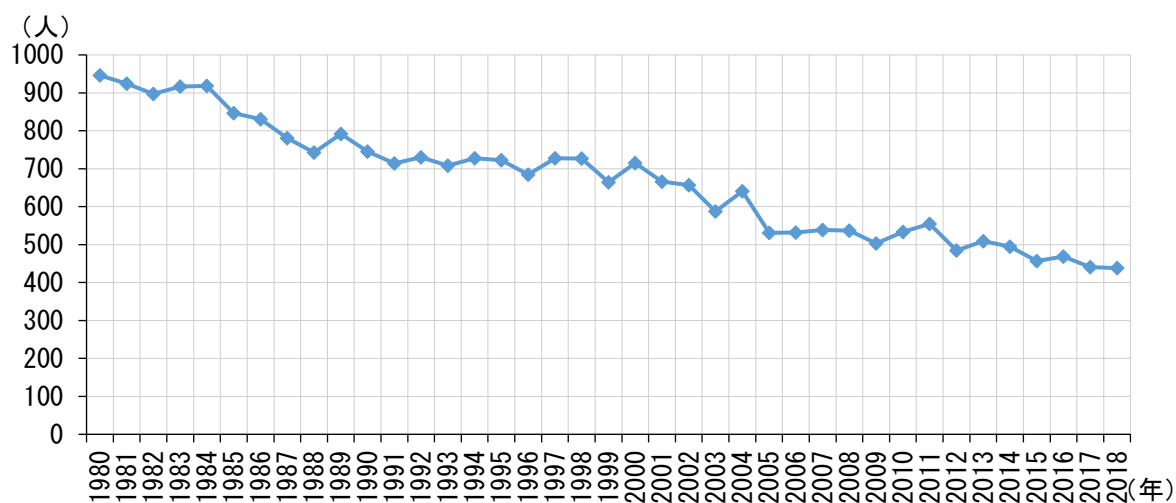
(注)統計データの数値は、端数処理の関係で、合計が100にならないことがあります。(以下のグラフも同様)

■男女別年齢ピラミッドの推移(丹波市)



【出典】以上の4グラフについて、2015 年は国勢調査、2060 年は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」を利用

■出生数の推移(丹波市)



【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

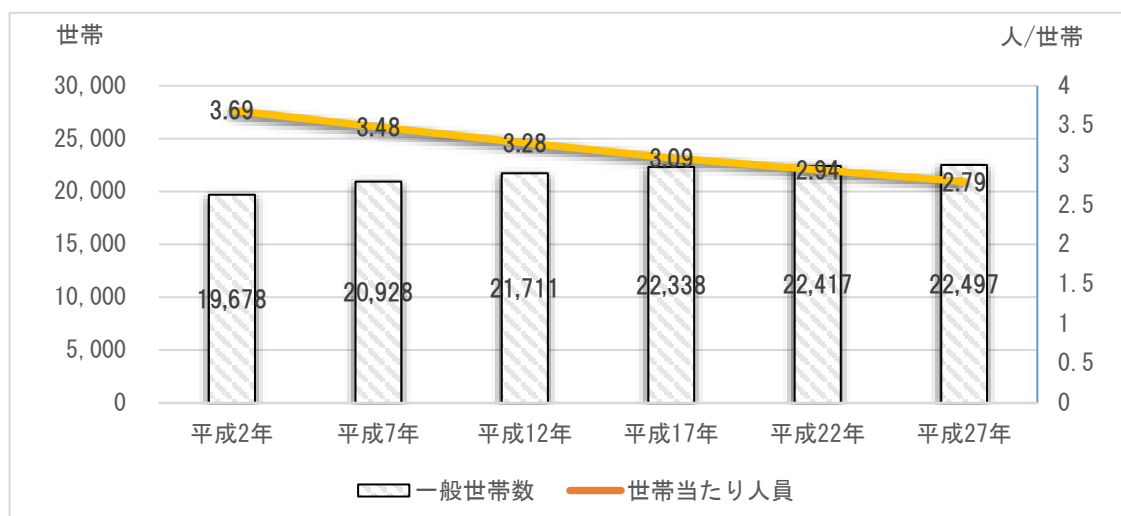
2. 家庭や地域の動向

本市の一般世帯数は増加しており、世帯あたり人員の減少する核家族化が進んでいますが、平成 12 年から比較すると核家族世帯の割合の伸びは鈍くなってきています。2 世代、3 世代世帯などを含む核家族以外の親族世帯の割合も大きく減少してきている一方で、単独世帯の割合が高くなってきています。

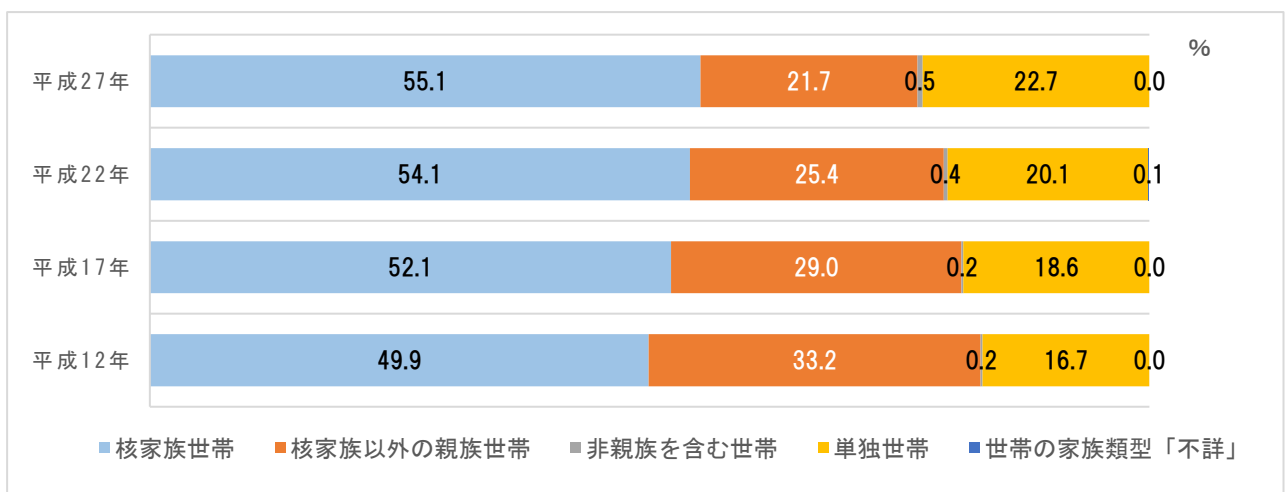
6 歳未満世帯員、18 歳未満世帯員のいる一般世帯割合も全国、兵庫県も含め減少傾向ですが、これらに比べて本市の子育て世帯の割合は比較的高くなっています。

ひとり親世帯は父子家庭、母子家庭ともに、平成 22 年まで増加し続けていましたが、平成 27 年では若干、減少しています。

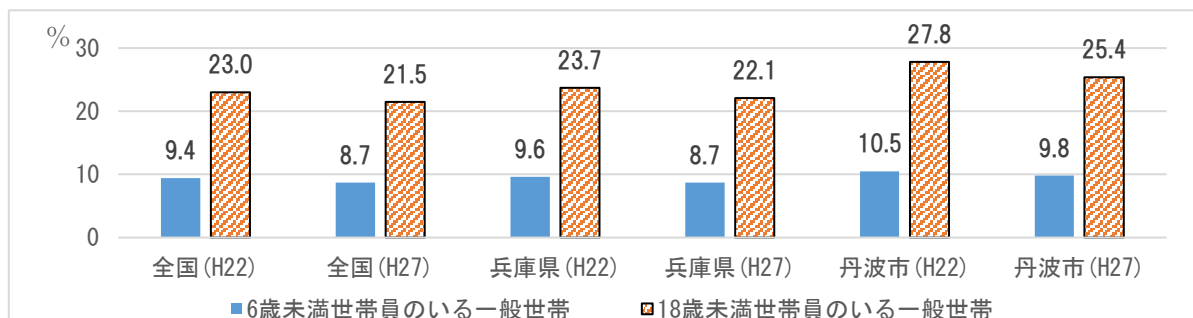
■一般世帯数、世帯あたり人員の推移(丹波市)



■家族類型の推移(丹波市)

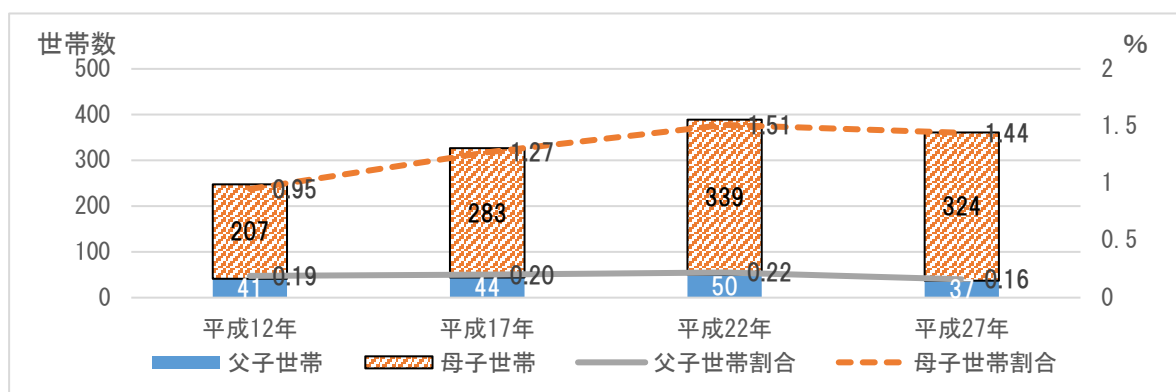


■子どものいる一般世帯の状況



【出典】以上の3グラフについては、総務省統計局「国勢調査報告」より

■ひとり親世帯の推移(丹波市)

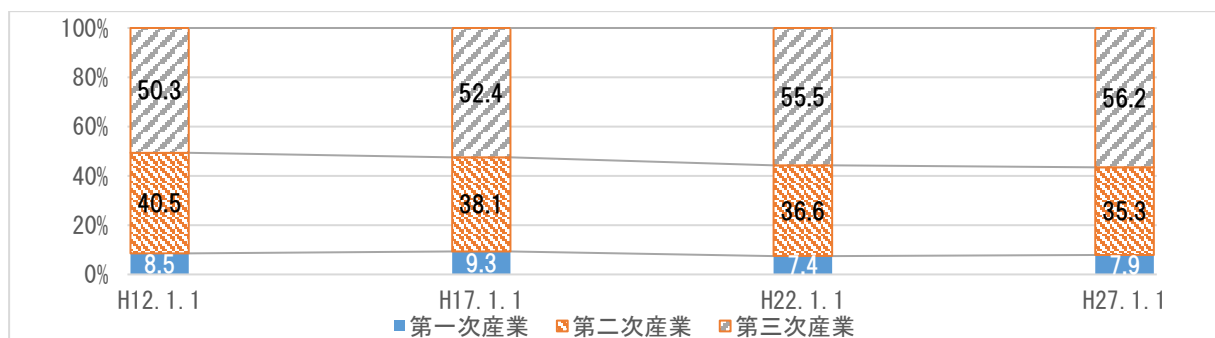


【出典】総務省統計局「国勢調査報告」より

3. 就労の状況

産業別就業率を見ると、農業などの第一次産業は10%未満でほぼ横ばいのまま推移、製造業などの第二次産業は減少傾向となり、サービス業などの第三次産業が増加しています。

■産業別就業率の状況(丹波市)



【出典】総務省統計局「国勢調査報告」より

4. 行政サービス等の状況

(1) 幼児教育・保育施設の状況

幼児教育・保育施設については、少子化による子どもの減少や、核家族化などにより家庭や地域の子どもたちを取り巻く環境が大きく様変わりする中で、次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむことができるよう、平成18年12月に策定した「丹波市こども園に関する基本方針」に基づいて、0歳から5歳児までの育ちの連続性を重視した、幼児教育・保育の一体的な提供を行う、認定こども園の設置を推進してきました。

平成26年度までに6園が開園し、第1期計画がスタートした平成27年度に3園（ふたば、かすが森の子園、かすが花の子園）、平成30年度に2園（いくさと、ぬぬぎ）、令和元年度には2園（ミライズにし、ミライズそら）が開園しました。これに伴い、市発足当初44園あった幼稚園と保育所（園）は全て、13園の認定こども園へ統合され、市全域で幼保連携型認定こども園での、一体的な幼児教育・保育を提供できる環境が整いました。

平成27年度から制度化された特定地域型保育事業については、小規模保育事業が平成27年度に氷上地域で1か所実施され、2歳までの子どもの保育を行っています。

認可外保育所は平成21年度以降、3か所で実施されていましたが、休所する施設が2か所、開所する施設が1か所あり、平成30年度には企業主導型保育事業が1か所開設されたことも含め、令和元年度からは合わせて3か所（定員計42人のうち地域枠9人）の実施となっています。

(2) 保育サービス等の状況

延長保育、一時預かり等の保育サービスの延べ利用人数は、年度ごとにばらつきがありますが、平成27年度からの実績を見ると、増加傾向にあります。ショートステイ事業は5か所と契約していますが、急な利用希望には、施設が対応しきれない場合があります。

子育て支援拠点事業は、旧町ごとにある子育て学習センターで実施している地域子育て支援拠点事業と、認定こども園での園庭開放等の交流事業により実施しています。地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数は平成27年度以降、増加しています。

ファミリー・サポート・センター事業は2か所（丹波市社会福祉協議会、Tプラスファミリーサポート）で実施しており、年度ごとにばらつきがあるものの、利用は増加傾向にあります。

アフタースクール事業は各小学校区で1か所ずつ実施しており、平成27年度から6年生まで利用対象を拡大したことにより、利用者数は年々増加しています。

(3) 母子保健事業・医療対策の状況

訪問による相談は、妊産婦や乳幼児を対象とした訪問指導と生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を対象とした乳児家庭全戸訪問事業により実施しています。また、母子健康手帳交付時や健診時、認定こども園等への巡回訪問、子育て学習センター、市役所各支所において、保護者の育児不安の解消や子どもの健康等に関する相談事業を実施しています。妊婦健康診査については 14 回分、その費用を助成し、負担の軽減を図っています。

また、平成 30 年度より子育て世代包括支援センターという名称で、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・サポートを行う、利用者支援事業（母子保健型）を開始しています。

(4) 子育てについての経済的支援の状況

子育てについての経済的な支援として、中学生以下の子どもを養育している方に、児童手当の支給を行っています。そのほか、身体又は精神に重度・中度の障がいのある子どもを家庭において養育する方への特別児童扶養手当、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるための児童扶養手当の支給により、子育て中の家庭への経済的支援を行っています。

医療費については、小学 3 年生までは乳幼児等医療費助成、小学 4 年生から中学 3 年生までがこども医療費助成の対象となっており、医療にかかった際の患者負担分を全額助成し、子育て家庭への経済的支援を行っています。

このほか、ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進するための母子父子寡婦福祉資金の貸付や、ひとり親家庭の経済的自立を支援するための母子家庭等自立支援教育訓練給付、母子家庭等医療費助成事業などを実施しています。

(5) 配慮の必要な子ども・家庭への支援の状況

子育てに悩む親を支援するため、平成 29 年度から子育て世代に身近な、気軽に話ができる存在である子育てピアサポーターを委嘱し、地域の子育て支援の拠点である子育て学習センターでの子育て世代のつながりを作る取組などを通じ、子育て世代に寄り添い、必要な関係機関に繋ぐなどの支援をしています。

ひとり親家庭等については、就職支援や各種相談、仲間づくり等の活動を行う団体への補助を通して、ひとり親家庭等が安心して子育てできる環境づくりを行っています。

また、深刻化する児童への虐待などの課題に対応するため、相談機能の強化の一環として、要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）を構成する各機関との連携強化を行い、児童虐待に繋がりにくい子育て不安を未然に取り除くよう努めています。

療育訓練や療育相談を必要とする子ども及びその保護者等が、安心して生活できるようにするための支援としては、令和元年 7 月に丹波市立こども発達支援センターを丹波市健康センターミルネ内に移転開設し、適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関としての体制を整えました。

5. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ(調査結果より)

○保護者の就労状況

(母親)未就学児では約 73%(前回調査約 64%)、就学児では約 88%(前回調査約 79%)が就労しています。

(父親)未就学児、就学児とも無回答を除くと、ほとんどの方が就労しています。

○就学前教育・保育の利用ニーズ

平成 30 年度の利用は「認定こども園」の 1 号認定と「幼稚園」が約 20%、「認定こども園」の 2、3号認定が最も多く、「認可保育所」と合わせて約 77%、小規模保育施設の利用が約 1%となっています。利用希望としては「認定こども園」の 2、3号認定が最も多く、次いで「認定こども園」の 1 号認定となっており、これらの利用希望が大部分を占めています。

○ファミリー・サポート・センターの利用ニーズ

利用状況は 0.3%ほどと、僅かな状態ですが、利用希望は約 7%と、一定の利用希望があり、前回調査の約 5%を上回っています。

○病児保育の利用ニーズ

子どもが病気やけがで認定こども園などの施設を利用できない場合、母親が休んで子どもを見るという回答が最も多く、次いで親族・知人に見てもらう、父親が休んで見るという回答が多い状況です。父親又は母親が休んで子どもを見ると回答した方の病児保育施設の利用意向は約 47%、利用を希望しない方が約 52%と、利用を希望しない方が僅かに上回っています。利用を希望しない理由として、「親が仕事を休んで対応する」という回答が最も高くなっています。

○不定期の教育・保育事業(一時預かり保育やファミリー・サポート・センター等)の利用ニーズ

利用を希望している人は約 22%程度であり、利用する必要は無いと答えた方(約 52%)より少なくなっています。

○地域子育て支援拠点事業(子育て学習センター)の利用ニーズ

未就学児では約 25%が利用していますが、小学生では利用していない方が約 91%と、ほとんど利用されなくなっています。今後の利用意向では、未就学児で約 22%、小学生で約 10%の方が「利用していないが、今後利用したい」と回答、また、未就学児で約 11%の方が「既に利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答しています。

○アフタースクールの利用ニーズ

未就学児の保護者の意向では、放課後の児童の過ごし方として「アフタースクール」を希望する方は、低学年時では最も多く約 61%、次いで「自宅」、「習い事」となっています。高学年時では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、その次が「アフタースクール」で約 31%となっています。しかしながら、小学生の保護者の意向では、低学年時、高学年時共に「自宅」が最も多く、「アフタースクール」は低学年時で約 44%と、約 41%の意向があった「習い事」とほぼ同数、高学年時では「習い事」や「祖父母宅や友人・知人宅」よりも少なく、約 13%のみという結果となりました。土曜日の利用については、未就学児童の保護者の意向としては、約 75%の方が「利用する必要はない」と回答しており、次いで「低学年の間は利用したい」が 17%ほど、高学年まで希望する方は約 4%でした。アフタースクールを利用している児童の保護者の意向としても、ほぼ同様の結果となっています。日曜日・祝日の利用希望は、土曜日より更に少なくなり、未就学児童の保護者の意向は約 90%の方が、アフタースクールを利用している児童の保護者の意向では約 78%の方が「利用する必要はない（なかった）」と回答しています。長期休暇期間中のアフタースクールは、高学年までの利用希望を合わせて、未就学児童の保護者は約 72%の方が利用したいと回答していますが、アフタースクールを利用している児童の保護者では、低学年の間、「利用した（している）」、「利用を希望している」という回答が約 47%、高学年まで利用を希望している方は「利用した（している）」、「利用を希望している」を合わせて約 19%程度となっています。

6. 次世代育成支援行動計画との関係性

(1) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援行動計画とは、平成 17 年度からの 10 年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主により目標及びその目標を達成するために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定し、これに基づき、次世代育成支援対策を推進するというものです。

その後、次世代育成支援対策推進法は 10 年間延長されましたが、次世代育成支援行動計画の策定は任意化されたので、本市においては次期の行動計画を策定することなく、様々な施策を行ってきました。

今回、第 2 期「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっては、次世代育成支援行動計画のうち、第 2 期「丹波市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる、基本理念や基本目標に沿う内容を中心に抽出して引き継ぎ、市の子育て支援施策すべてを包含するよう策定していくこととします。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは、保護者がはぐくむことが基本ですが、現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

すべての子どもが地域みんなに支えられ、心身共に健やかに成長し、すべての子育て家庭が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを生み育てられるまちの実現をめざします。

推進にあたっては、社会全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

【基本理念】

みんなではぐくむ

子どもが夢をもっていきいきと輝く

まごころ

丹の里



2. 基本的な視点

(1)子どもの視点

すべての子どもが心身共に健やかに成長できるまちづくり

子どもが、家族や周囲の人から愛情を受け、生まれてきたことに感謝や喜びを感じながら、個性を発揮し自立心を養い、自己も他者も大切に思う自尊感情をはぐくみ成長することが大切です。すべての子どもたちが成長段階や個々の状況に応じた支援を通じ、心身共に健やかに育ち、生きる力をはぐくみ、自立することのできるまちを目標に、子どもの育ちを応援します。

(2)親の視点

親が安心して子どもを生み育て、
子育て力を高めることのできるまちづくり

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについて、最も重要な責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者がゆとりと自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整え、子どものより良い育ちを実現することにほかなりません。

保護者が祖父母世代も含めた家族や子育て仲間に支えられ、安心して出産・子育てができるよう支援するとともに、仕事と家庭の両立支援や子育てに関する情報提供を通じて、子育て・親育ちにともなう喜びを実感できるまちを目標に、保護者の子育て力の向上をめざします。

(3)地域の視点

地域全体で子どもと子育て家庭を支えることのできるまちづくり

社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域住民や関係機関が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

保護者が不安や悩みを抱えながら、子育ての責任と負担を背負い込み、孤立した中で子育てをすることがないよう、行政・地域が連携して子どもの育ちを支え、主体的な助け合い・支え合いによって保護者の子育てを支えることのできるまちを目標に、地域全体の子育て力の向上をめざします。

3. 基本目標

(1) いきいきとした子ども・子育ての地域づくり

質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を図り、すべての子どもにとってふさわしい生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、地域の教育力を活かした特色ある教育・保育環境づくりを推進します。また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな情報提供を図ります。

さらに、地域全体で子育てを支えていくために、地域の社会資源（場・人材）を発掘し、育成を図るとともに、相互の連携強化など、地域のネットワークづくりを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図ります。

(2) 健やかに生み育てる環境づくり

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児において発達段階に応じた連続性をもった支援が必要です。

妊娠・出産に対する正しい知識の普及と小児医療等の専門的な支援体制の確保が必要であり、安心して出産のできる環境、妊産婦や子どもに対する適時適切な保健医療サービスの提供を推進し、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを進めます。

(3) 配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

すべての子どもにとって最善の利益が実現される社会を構築するためには、児童虐待、障がい児、ひとり親家庭等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、関係機関が連携して、ライフステージに応じた切れ目ない専門的な相談や支援を強化することが必要です。増加する児童虐待の対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。さらに、社会的援助が必要となるケースについて早期発見・早期対応を図り、専門的な支援が必要となった場合は迅速に対応できるよう、地域社会全体が連携した取組を推進します。

(4) 子育てに喜びを感じるまちづくり

子育て中の親が、子育てに喜びや生きがいを感じ、子育てに前向きに取り組んでいくためには、子育てに必要な時間と労力を使うことができ、不安なく日々を送ることができる、安定した生活環境の実現が重要です。そのためには、子育てをすること、子どもの健全なはぐくみについての理解が得られ、子育てしながら働く親を支援し、協力していく地域や社会の意識の高まりが必要となってきました。男性、女性の別を問わず、共に子育てに積極的に参加し、また、社会全体で子育てを見守り、子どもを育てていく意識の醸成をはじめ、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に取り組んでいきます。

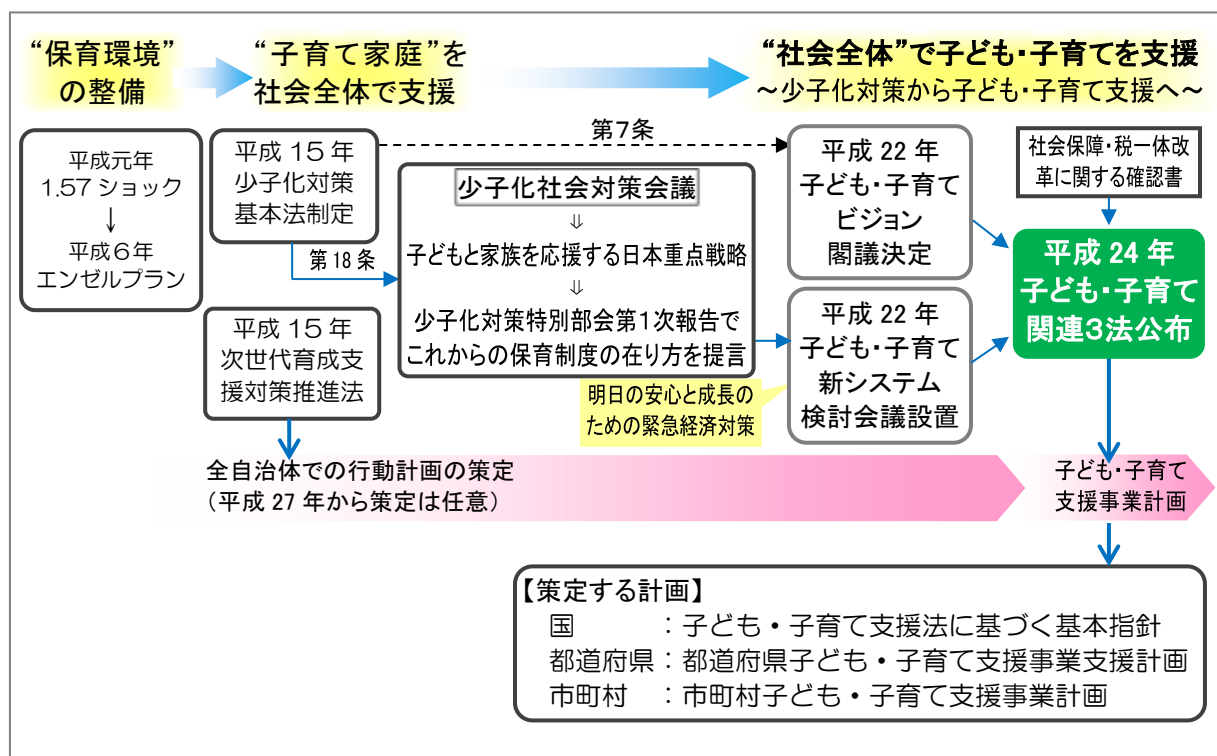
第4章 子ども・子育て支援事業

1. 第1期丹波市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 制度の概要

平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が可決・成立し、同月に公布されました。

『子ども・子育て支援新制度』とは、この関連3法に基づく制度のことで、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、就学前教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくものです。



子ども・子育て支援法第61条により、すべての地方公共団体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づき、子育て支援の諸事業を行っていくこととなっており、本市においても、平成27年度からの5年間を第1期とした「丹波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の諸事業を実施しています。

『子ども・子育て支援新制度』に基づく事業は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」があります。

子ども・子育て支援給付

- 保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていましたが、施設型給付が創設されることで一本化されます
- 就学前教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、小規模保育や家庭的保育なども市町村による認可事業とし、地域型保育給付を創設することで、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ることを目的としています

施設型給付(就学前教育・保育施設の利用)

・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所

地域型保育給付(小規模保育施設等)

・小規模保育 ・家庭的保育
・居宅訪問型保育 ・事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①延長保育事業
- ②アフタースクール(放課後児童健全育成事業)
- ③子育て短期支援事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑧利用者支援事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2)第 1 期計画の成果

第 1 期子ども・子育て支援事業計画では、「子ども・子育て支援給付」の事業として特定教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）、特定地域型保育事業（家庭的保育《保育ママ》、小規模保育、居宅訪問型保育《ベビーシッター派遣等》、事業所内保育）を実施することとし、これについての量の見込みとそれを充足させる確保方策を設定しました。

平成 29 年度に、新たに算出した人口推計により、量の見込みの見直しをし、これをもとに、H27～H28 の実際に確保できた内容及び今後の施設整備などを加え、確保方策の見直しを行いました。

【子ども・子育て支援給付】

■ 1 号、2 号認定

○計画最終年度には、1 号、2 号ともに過不足が見られるものの、1 号、2 号の間でカバーすることにより十分充足する状態に対応いただいておりますが、市全域に認定こども園が開設されたことから、利用ニーズに対応した利用定員の調整などが必要となってくることが予想され、今後の状況に注意していく必要があります。

単位: 人／年

丹波市(合計)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
			学校教育 利用	左記 以外		学校教育 利用	左記 以外		学校教育 利用	左記 以外
① 実 績	本市	276	80	1,174	294	83	1,158	295	95	1,112
	他市町	6	0	8	8	0	15	17	0	19
	計	282	1,262		302	1,256		312	1,226	
② 確保の内容	特定教育・ 保育施設	282	1,262		302	1,256		312	1,226	
③ ②－①		0	0		0	0		0	0	
丹波市(合計)		平成 30 年度			令和元年度					
		1号	2号		1号	2号				
			学校教育 利用	左記 以外		学校教育 利用	左記 以外			
① 実 績	本市	291	54	1,113	221	0	1,236			
	他市町	20	0	27	18	0	25			
	計	311	1,194		239	1,261				
② 確保の内容	特定教育・ 保育施設	380	1,143		360	1,211				
③ ②－①		69	-51		121	-50				

※令和元年度の実績値については、年度末見込みの数値です。(以下同様)

■ 3号認定

○実績が確保量を上回っているものの、充足するよう対応いただいているところですが、保育人材の確保が大きな課題となっており、施設定員の確保が困難となりつつあります。

単位:人/年

丹波市(合計)		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 実 績	本市	591	123	603	112	550	108	573	118	611	137
	他市町	9	3	21	5	18	6	13	2	18	3
	計	600	126	624	117	568	114	586	120	629	140
② 確保の内容	特定教育・保育施設	600	126	612	117	552	123	563	114	593	136
	特定地域型保育事業	0	0	12	0	9	3	9	3	9	3
③ ②-①		0	0	0	0	-7	12	-14	-3	-27	-1

【地域子ども・子育て支援事業】

■ 延長保育事業

○実績値は確保量を上回っていますが、各園の努力により、受け入れていただいています。
今後の推移に注意するとともに、職員の確保などの課題に対応していく必要があります。

単位:人/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	① 実 績	364	240	704	727	756
	② 確保の内容	322	321	314	305	303
	②-①	-42	81	-390	-422	-453

■ アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

○低学年についてはおおむね、確保量よりも実績値が多く、高学年についても平成 30 年度から確保量より実績値が多くなり、全学年の合計値では、確保量より実績値が多くなっています。制度の認知が進んだためか、高学年の利用が伸び続けているため、今後の状況に注意していく必要があります。

単位:人/年

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	① 実績	1～3 年生	730	764	826	879	869
		4～6 年生	108	174	212	251	255
	② 確保の内容	1～3 年生	748	716	722	719	710
		4～6 年生	238	231	222	222	217
	②-①		148	9	-94	-189	-197

■子育て短期支援事業

○現在 5 施設と利用契約を行っていますが、確保量と実績値にかい離があり、施設の受入れも、急な利用には対応しきれない場合があります。

単位: 人日/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市	①実績	2	8	19	70	0
	②確保の内容	530	522	515	504	508
	②－①	528	514	496	434	508

■地域子育て支援拠点事業

○確保量を上回る利用状況となっておりますが、受入れについては十分対応できています。

平成 29 年度から認定こども園の子育て支援事業、児童館事業と似通った事業について整理し、相談や講座等の実施を中心とした、保護者に寄り添った事業展開を行いました。さらに平成 29 年度から子育てピアサポーター制度を立ち上げ、子育て世代に寄り添った身近な子育て支援の実施により、ニーズが高まったと思われませんが、現状、十分対応可能と考えます。

単位: 人日/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	①実績	41,353	46,366	46,147	50,084	46,066
	②確保の内容	41,856	42,204	41,568	41,052	40,524
	(か所数)	6	6	6	6	6
	②－①	503	-4,162	-4,579	-9,032	-5,542

■一時預かり事業

(預かり保育を含む、幼稚園、認定こども園の在園児の一時預かり)

○認定こども園の整備完了が平成 30 年度までずれ込んだため、平成 28 年度からは量の見込み及び確保量に盛り込んでいなかった 2 号認定による利用は、実績は挙がっている状態となり、大きく乖離する要因となっていましたが、市全域に認定こども園が開設されたことから解消されます。市全体においては計画通りの確保量で対応いただいておりますが、今後の状況に注意していく必要があります。

単位: 人日/年

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	①実績	1 号認定 による利用	1,739	1,432	880	1,421	1,842
		2 号認定 による利用	18,671	17,566	19,459	10,999	0
	②確保の内容		27,182	1,305	1,305	1,305	1,305
	②－①		6,772	-17,693	-19,034	-11,115	-537

(預かり保育を含む、幼稚園、認定こども園の在園児の一時預かり以外)

○市全体では、確保量は実績値から見て、余裕がある状態に対応いただいています。

単位:人日/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	①実績	793	656	388	805	482
	②確保の内容	1,867	1,855	1,915	1,756	1,734
	②-①	1,074	1,199	1,527	951	1,252

■病児保育事業

○平成 30 年度から、体調不良児対応型のみとなりました。地域によっては、施設・設備、看護師の配置体制が整わず、実績がない状態となっています。実績が確保量を大きく上回っていますが、市全域で実施できる体制が整った場合に対応できるよう、調整していく必要があります。

単位:人日/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市 (合計)	①実績	648	1,214	2,074	1,583	6,191
	②確保の内容	650	781	763	745	742
	②-①	2	-433	-1,311	-838	-5,449

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

○利用者が大幅に増加しています。今後さらなる利用者増に向けて、事業の周知を図っていく必要があるとともに、継続的な利用希望に応える体制を構築する必要があります。

単位:人日/年

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市	①実績	1～3 年生	213	158	226	329	420
		4～6 年生	63	7	26	0	1
	②確保の内容	1～3 年生	174	169	162	163	158
		4～6 年生	0	0	0	0	0
	②-①		-102	4	-90	-166	-263

■利用者支援事業

○平成 27 年度から地域子育て支援拠点である子育て学習センターにおいて、利用者支援事業（基本型）を実施し、柏原に専任職員を 1 名配置、その他の地域は地域子育て支援拠点事業との兼任職員を配置しました。平成 30 年度からは、市健康部で利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。

単位:か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基本型	実 績	6	6	6	6	6
	確保の内容	6	6	6	6	6
母子保健型	実 績	-	-	-	1	1
	確保の内容	-	-	-	1	1

■乳児家庭全戸訪問事業

○出生数が少なかったため、実績値が量の見込みを下回っていますが、訪問はほぼ全数実施しています。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市	量の見込み[人／年]		488	478	475	470	460
	実 績[人／年]		455	461	454	425	381
	確保の内容	実施体制[人]	19	19	19	19	19
		実施機関	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
		委託団体等	個人	個人	個人	個人	個人

■養育支援訪問事業

○若年や障がいのある妊産婦等を保健師や助産師、保育士が継続して訪問しました。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市	量の見込み[人／年]		20	20	20	20	20
	実 績[人／年]		18	14	43	7	25
	確保の内容	実施体制[人]	8	8	10	10	10
		実施機関	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
		委託団体等	社会福祉法人等	社会福祉法人等	社会福祉法人等	社会福祉法人等	社会福祉法人等

■妊婦健康診査

○妊婦数（年間妊娠届出数）が少ないため、実績値は量の見込みより少なくなっています。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
丹波市	量の見込み〔人／年〕		860	850	840	830	820
	実 績〔人／年〕		716	773	658	646	620
	確保の内容	実施場所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所
		実施体制〔人〕	1	1	1	1	1
		検査項目	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査
		実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

2. 丹波市における重点的な取組

丹波市において本計画の中で特に重点的に取り組む事項は以下のとおりです。

課題解決のための各分野における施策・事業を横断的に関連付けることで、相乗的な効果を発揮しながら、取組を推進していきます。

○子ども・子育てに関する相談と情報提供の充実

子育てに関する相談は、子どもの成長・発達の悩みからその保護者や家庭環境に関わるものなど非常に多岐にわたり、気軽な相談から専門的な知識を必要とするものなど、その求める分野は幅広いものとなっています。

地域の子育て支援拠点として位置付けている子育て学習センターでは、子育て中の親の交流の場の提供と交流の促進、子育て自主グループの育成支援により、いつでも気軽に悩みを相談できる場として、子育て中の保護者の不安感や悩みを解消するための大きな役割を果たしています。また、子どもや保護者が、認定こども園や各種子育て支援サービスから、ニーズにあった適切な事業を利用できるよう、利用者支援事業（基本型）を実施しています。

平成 30 年度からは市健康部局により、子育て世代包括支援センターという名称で、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・サポートを行う利用者支援事業（母子保健型）が開始されました。令和元年 7 月からは丹波市健康センター「ミルネ」を拠点に活動する体制を整え、より連携を深めていく取組を今後も進めていくこととします。

さらに、それぞれの地域で子育て支援の活動に取り組む民生委員児童委員とも、より繋がりを深めていくとともに、これまでの地域に根ざした事業基盤を活かして、家族の状況に合わせた、適切な子育て支援サービスの利用が進むように、より気軽に相談できる体制を構築します。

また、子育てに関する情報については、それぞれの担当部署が独自に発信するだけでなく、連携のとれた情報発信が望まれていますので、集約した情報をホームページや冊子等で一元的に発信するとともに、市以外の子育て支援情報も盛り込むなど、必要とされる情報を必要としている方に確実に届けられるよう、総合的かつ効果的な情報提供について検討します。

○認定こども園の充実

保育から幼児教育、そして小学校への、子どもの連続した育ちと学びを支援する一環として、幼・保・小連携の取組みを質の向上と合わせて取り組んでいきます。子どもと保護者、認定こども園や小学校が、それぞれつながり、お互いの顔が見える関係を強化し、情報

などを共有することで、よりスムーズな連続性のある育ちと学びが提供できるように図ります。

幼児教育・保育の質を向上させ、子どもたちがより豊かに育っていけるように、引き続き、研修を実施するなどのキャリアアップの取組を推進し、質の高い人材を育成します。

また、幼児教育・保育に携わる保育教諭などが過重な労働環境と感ずることなく、子どもたちと十分に関わることができるよう、また、保育教諭等が安定した生活を送り、認定こども園に定着して意欲的に就労できるよう、人材確保に努めるとともに処遇改善を推進します。

あわせて、認定こども園への看護師の配置を促進し、体調不良になった子どもが、保護者が迎えに来るまで安心して、認定こども園で過ごすことができる体制を整えていきます。

○アフタースクールの多様な利用への対応

アフタースクールの利用希望は年々増加し、また子育て世代の働き方やライフスタイルの変化とともに、多様なニーズが生じてきています。このようなニーズを受け、令和元年度から、長期休業中などの1日開設時に、通常の開所時間の午前8時よりも前の、午前7時30分から子どもを預けることができる、朝の延長保育制度（有料）を設けています。また、利用を希望する児童をすべて受け入れられるよう、指導員の配置基準を見直すなど、実情に即した取組を行っています。

現在、指導員は、放課後児童支援員認定資格研修を受講した者が過半数以上となっており、この研修受講者が各アフタースクールで1名以上配置されています。未受講者にも今後、受講を促して研修受講者の比率を高めるとともに、アレルギー疾患を持つなど、特別な支援が必要な子どもへの対応などの研修を実施します。

今後においても、児童が活用するのに十分なスペースを確保するなど、安全な運営が図られるように努めていくとともに、特別な支援が必要な児童に対する対応など、利用希望に応えていきます。

さらに、多様なニーズに応えていくために、アフタースクールの開設日数や場所についても、検討していきます。

○子育て支援に係る施設・機能の見直し

第1期計画において、子育て学習センター、児童館、認定こども園で取り組んでいる子育て支援事業については、それぞれの役割を明確にし、子育て中のすべての保護者を対象とした支援となるように進めてきました。

今後は、子育て学習センターについては、その持てる役割を更に強化し、また利用者支援事業の母子保健型と更に連携を深めるとともに、子育て中の親やその子どもへの支援のみでなく、小中学生なども巻き込んだ事業展開を図ります。

現在の児童館は、地域の子どもたちが自由に来館して遊べる場でありながら、地域的な

偏りがあるため、児童館以外での活動の幅を広げ、地域子育て支援拠点である子育て学習センターとの事業協力などについて検討します。

認定こども園における在宅児家庭を対象にした子育て支援については、地域子育て支援拠点である子育て学習センターの機能を補完する事業として、更に連携を強化するよう、支援を充実していきます。また、昨今、頻発している風水害等への対応として、市と園との情報連携の強化を進めるとともに、園児用のミルクなどの備蓄の充実を促し、被災時にも園児たちが安全に過ごせる環境を整えるとともに、避難している乳幼児がいる家庭のために、こども園等の備蓄物品を使用できるような体制づくりを模索するなどの取組を行っていきます。

○ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む環境の醸成

少子高齢化が進む中、労働人口の減少が問題となってきました。労働人口の中心となる子育て世代の活躍できる環境整備が求められており、このことは子育て世代個人のメリットとなるだけでなく、経営者側や地域社会においても、単にデメリットとなるだけでなく、人材の確保や定着、女性の活躍推進、またこれらを要因とする生産性の向上が望めます。

また、男性、女性の別を問わず、共に子育てに積極的に参加する意識の醸成、特に父親の育児への積極的なかわりを促す取組をはじめ、個人の多様なライフスタイルと合わせ、子育てと労働の両立の支援に取り組むとともに、出産などによる女性のキャリア分断が起こらないよう、就業規則の改定や労働環境の改善を行う事業所を支援するなど、職場復帰しやすい環境づくりを図り、これからの働き方を考えるとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりに取り組みます。

○家庭教育への取組を地域や事業所等に拡大する取組

子どもが健やかに育っていくためには、認定こども園で提供できるサービスのみならず、家庭でかわり、はぐくむという、子どもの育ちの根幹となる家庭教育との両立が必要です。認定こども園においても保護者や子どもへのかかわりを通じ、家庭教育の重要性を伝えていくこととしています。保護者の家庭での教育力の向上、親としての育ちを促すには、保護者自身が子育てにかかわり、積極的また自発的に家庭教育について知識を深めることが重要となっています。

共働きの家庭が増える中、働いている子育て世代が十分、子育てや家庭教育に力を振り向けるためには、労働の場である事業所等の理解や協力が重要となってきます。事業所にとっても、子育て支援は将来、成長して社会を構成する子どもたちを育成することとなり、ひいては社会の活力増加、生産性の向上、経済活性化につながる重要なものです。家庭や地域だけが担うということだけではなく、事業所などの取組が今後、求められていくこととなります。

そこで、家庭教育を支援する労働環境づくりや、事業所の社会貢献活動、地域貢献活動などの取組、事業所等が行う、家庭教育に関する研修等の開催について、講師を紹介・派遣するなどの支援を行い、事業所内での研修等を活用し、家庭教育に関する講座の実施などを推進していきます。

3. 教育・保育提供区域の設定

第1期丹波市子ども・子育て支援事業計画では、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い就学前教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、就学前の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、旧町単位を区域とする教育・保育提供区域（6区域）を設定しました。第2期計画についても、本市の地理的条件などを鑑み、この区域設定を引き継いでいくこととします。

なお、地域子ども・子育て支援事業においても同じく、広域的に取り組まなければならない事業もあることから、事業ごとに区域設定を行うこととします。

■特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

対象事業		提供区域	提供区域の考え方
1号	教育標準時間認定（認定こども園の幼稚園部）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	旧町別 （6区域）	地域等の自然条件、交通、都市機能の集積等の諸条件を踏まえ、行政所管区域を基本にした旧町域の6地域に区分する。
2号	保育認定（認定こども園の保育園部）		
3号	保育認定（認定こども園＋地域型保育）		

■地域子ども・子育て支援事業

対象事業	提供区域	提供区域の考え方
延長保育事業	旧町別 （6区域）	提供が就学前教育・保育施設（認定こども園）であることから、同施設の区域設定に合わせる。
アフタースクール （放課後児童健全育成事業）	旧町別 （6区域）	子どもの安全や利用の便を考慮し、行政所管区域を基本にした旧町域の6地域に区分する。
子育て短期支援事業	市内全域 （1区域）	市と委託契約を結んでいる受け入れ可能な施設において、緊急一時的に子どもや母子を養育・保護するものであるが、目的に応じて受入施設が異なり、施設も偏在していることから、市内全域を1区域と設定する。

対象事業		提供区域	提供区域の考え方
地域子育て支援拠点事業		旧町別 (6区域)	現在、拠点施設として、旧町ごとに一般型を設置している。また、認定こども園の子育て支援事業により同様のサービスが提供されるため、教育・保育施設の区域設定に合わせる。
一時預かり事業	1号認定による利用（認定こども園の幼稚園部在園児を対象とした一時預かり）	旧町別 (6区域)	提供が教育・保育施設（認定こども園）であることから、教育・保育施設の区域設定に合わせる。
	2号認定による定期的な利用（幼稚園の預かり保育事業のことであり、平成31年度をもって市内に幼稚園はなくなったことから、対象者は無し）		
	その他（上記以外）		
病児保育事業		旧町別 (6区域)	平成31年度より、すべての保育所・幼稚園が認定こども園になり、すべての認定こども園で病児保育が提供されるよう推進していることから、教育・保育施設の区域設定に合わせる。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)		市内全域 (1区域)	市内全域で提供会員、利用会員の登録があり、総合的に実施していくものであることから市内全域を1区域として設定する。
利用者支援事業		基本型： 旧町別 (6区域) 母子保健型： 市内全域	利用者支援については、基本型は教育・保育に関する情報提供や各種相談対応等を含め、身近な場所で総合的に実施していくものであることから、旧町6区域に設定する。母子保健型は丹波市健康センター「ミルネ」を拠点に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・サポートを行うため、市内全域を1区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業		市内全域 (1区域)	市内に住民票のある生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施していることから、市内全域を1区域として設定する。
養育支援訪問事業		市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
妊婦健康診査		市内全域 (1区域)	妊婦健康診査を産婦人科等の病院、診療所、また助産所等で受診するものであることから、市内全域を1区域として設定する。

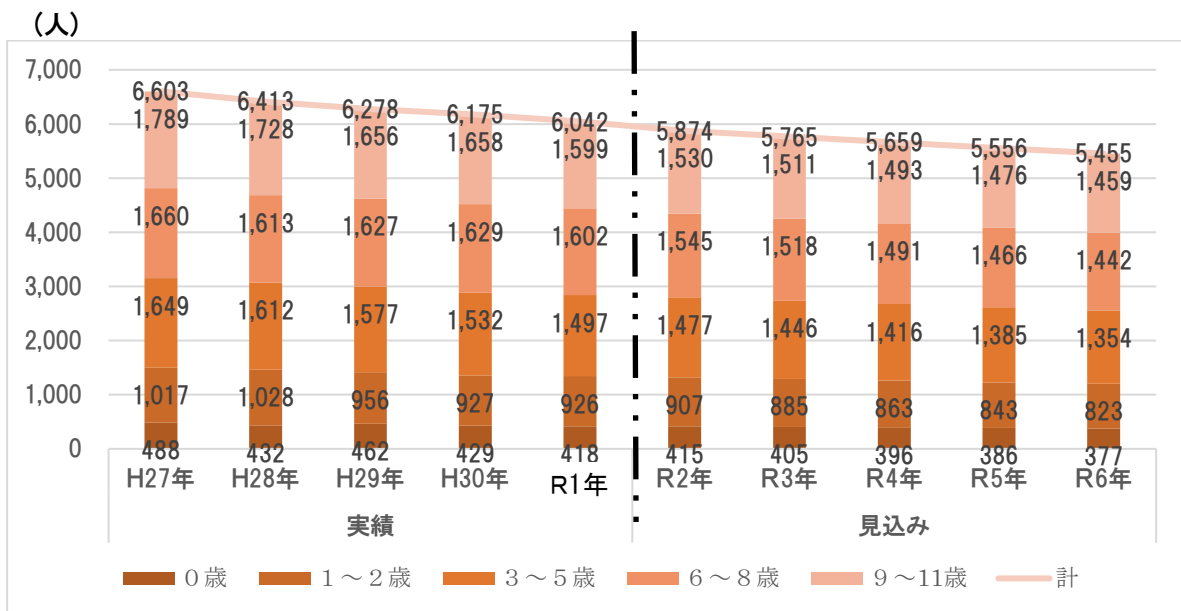
4. 児童人口推計

将来人口の推計方法は、第2次丹波市総合計画（後期基本計画）策定のために作成された人口推計を基に、地域ごと、年齢ごとの推計を行いました。

【人口推計の基礎データ】

- ・平成27年～令和元年の各4月1日時点の住民基本台帳各年齢別人口を利用
- ・令和2年以降は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」を利用

■児童人口推計(市全体)



【市全体】

(人)

	実績					見込み				
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	488	432	462	429	418	415	405	396	386	377
1～2歳	1,017	1,028	956	927	926	907	885	863	843	823
3～5歳	1,649	1,612	1,577	1,532	1,497	1,477	1,446	1,416	1,385	1,354
6～8歳	1,660	1,613	1,627	1,629	1,602	1,545	1,518	1,491	1,466	1,442
9～11歳	1,789	1,728	1,656	1,658	1,599	1,530	1,511	1,493	1,476	1,459
計	6,603	6,413	6,278	6,175	6,042	5,874	5,765	5,659	5,556	5,455
0～5歳	3,154	3,072	2,995	2,888	2,841	2,799	2,736	2,675	2,614	2,554
6～11歳	3,449	3,341	3,283	3,287	3,201	3,075	3,029	2,984	2,942	2,901

【柏原地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	112	79	99	105	91	90	87	85	83	81
1～2歳	189	208	173	173	193	197	192	186	181	177
3～5歳	282	273	264	255	250	261	276	298	299	292
6～8歳	292	266	268	265	256	246	248	249	259	276
9～11 歳	329	319	298	297	259	248	242	236	234	238
計	1,204	1,145	1,102	1,095	1,049	1,042	1,045	1,054	1,056	1,064
0～5歳	583	560	536	533	534	548	555	569	563	550
6～11 歳	621	585	566	562	515	494	490	485	493	514

【氷上地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	154	140	136	115	135	135	133	131	128	126
1～2歳	295	295	312	293	267	273	287	283	279	273
3～5歳	474	486	449	451	461	468	437	423	428	442
6～8歳	468	482	480	487	487	450	457	458	464	433
9～11 歳	520	492	477	480	486	459	457	457	430	440
計	1,911	1,895	1,854	1,826	1,836	1,785	1,771	1,752	1,729	1,714
0～5歳	923	921	897	859	863	876	857	837	835	841
6～11 歳	988	974	957	967	973	909	914	915	894	873

【青垣地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	39	33	38	34	24	22	20	18	16	14
1～2歳	80	83	76	71	77	61	49	44	40	36
3～5歳	162	145	143	124	110	116	110	106	85	71
6～8歳	145	145	141	154	150	137	122	111	117	111
9～11 歳	133	126	135	136	143	131	143	140	132	117
計	559	532	533	519	504	467	444	419	390	349
0～5歳	281	261	257	229	211	199	179	168	141	121
6～11 歳	278	271	276	290	293	268	265	251	249	228

【春日地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	75	69	64	63	67	66	64	62	60	58
1～2歳	169	165	157	141	139	144	141	136	132	128
3～5歳	288	288	279	265	255	240	232	218	220	215
6～8歳	292	269	285	287	287	277	264	255	238	232
9～11 歳	300	308	290	283	271	273	269	268	265	254
計	1,124	1,099	1,075	1,039	1,019	1,000	970	939	915	887
0～5歳	532	522	500	469	461	450	437	416	412	401
6～11 歳	592	577	575	570	558	550	533	523	503	486

【山南地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	60	64	64	63	51	50	48	46	44	42
1～2歳	151	144	133	134	135	125	108	103	98	94
3～5歳	259	229	239	234	232	217	217	197	185	164
6～8歳	248	259	261	252	226	234	230	231	215	217
9～11 歳	264	250	240	244	252	241	228	210	223	221
計	982	946	937	927	896	867	831	787	765	738
0～5歳	470	437	436	431	418	392	373	346	327	300
6～11 歳	512	509	501	496	478	475	458	441	438	438

【市島地域】

(人)

	実績					見込み				
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0歳	48	47	61	49	50	52	53	54	55	56
1～2歳	133	133	105	115	115	107	108	111	113	115
3～5歳	184	191	203	203	189	175	174	174	168	170
6～8歳	215	192	192	184	196	201	197	187	173	173
9～11 歳	243	233	216	218	188	178	172	182	192	189
計	823	796	777	769	738	713	704	708	701	703
0～5歳	365	371	369	367	354	334	335	339	336	341
6～11 歳	458	425	408	402	384	379	369	369	365	362

5. 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと提供体制の確保方策、実施時期

事業概要

特定教育・保育施設（認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育《保育ママ》、小規模保育、居宅訪問型保育《ベビーシッター派遣等》、事業所内保育）のことを指します。認定区分と提供施設は以下のとおりです。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳児、教育のみ	認定こども園の幼稚園部
2号	3－5歳児、保育の必要性あり	認定こども園の保育園部
3号	0－2歳児、保育の必要性あり	認定こども園、地域型保育

量の見込みと確保方策

(1号、2号)

平成30年度に氷上地域で認定こども園2園が開園（それに伴い幼稚園2園、保育園2園が閉園）、令和元年度に柏原地域で認定こども園2園が開園（それに伴い幼稚園2園、保育園2園が閉園）し、すべての地域で認定こども園の整備が完了しました。これに企業主導型保育事業等の開始も合わせて、変化している地域の教育・保育のニーズに対応した、適切な確保方策を講じていくこととしています。

計画最終年度には、地域によっては過不足が見られるものの、利用調整を行い、市全体でカバーすることにより十分充足する状態とします。不足分については、認定こども園内の1号認定と2号認定の子どもの定員調整を図ることにより対応します。

(3号)

1、2号認定と同様、認定こども園への移行により、小規模保育等の地域型保育事業も含め、変化している地域の教育・保育のニーズに対応した、適切な確保方策を講じていくこととしています。市内で小規模保育事業の実施を目指す事業所もあることから、令和3年度からは、市全体では十分充足する見込みとなっています。

1、2号認定よりも、多くの保育教諭が必要なため、処遇改善等、保育人材の確保に資する施策を推進していき、計画最終年度には、地域によっては過不足が見られるものの、利用調整を行い、市全体でカバーすることにより十分充足する状態とします。

■ 1号、2号認定

単位: 人/年

丹波市(合計)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		206	1,265	202	1,240	197	1,214
② 確保の内容	特定教育・保育施設	340	1,234	340	1,234	340	1,234
	企業主導型保育事業等	0	6	0	6	0	6
	計	340	1,240	340	1,240	340	1,240
③ ②－① (当初)		134	-25	138	0	143	26
丹波市(合計)		令和5年度		令和6年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		191	1,188	184	1,162		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	340	1,234	340	1,234		
	企業主導型保育事業等	0	6	0	6		
	計	340	1,240	340	1,240		
③ ②－①		149	52	156	78		

単位: 人/年

柏原		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		26	226	28	239	30	259
② 確保の内容	特定教育・保育施設	60	220	60	220	60	220
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0
	計	60	220	60	220	60	220
③ ②－① (当初)		34	-6	32	-19	30	-39
柏原		令和5年度		令和6年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		30	259	29	253		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	60	220	60	220		
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0		
	計	60	220	60	220		
③ ②－①		30	-39	31	-33		

単位:人/年

氷上		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		58	368	54	344	53	332
② 確保の内容	特定教育・保育施設	75	373	75	373	75	373
	企業主導型保育事業等	0	6	0	6	0	6
	計	75	379	75	379	75	379
③ ②－① (当初)		17	11	21	35	22	47
氷上		令和 5 年度		令和 6 年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		53	336	54	348		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	75	373	75	373		
	企業主導型保育事業等	0	6	0	6		
	計	75	379	75	379		
③ ②－①		22	43	21	31		

単位:人/年

青垣		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		20	95	19	90	18	86
② 確保の内容	特定教育・保育施設	25	90	25	90	25	90
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	00
	計	25	90	25	90	25	90
③ ②－① (当初)		5	-5	6	0	7	4
青垣		令和 5 年度		令和 6 年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		15	69	12	59		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	25	90	25	90		
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0		
	計	25	90	25	90		
③ ②－①		10	21	13	31		

単位:人/年

春日		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		36	232	35	224	33	211
② 確保の内容	特定教育・保育施設	90	180	90	180	90	180
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0
	計	90	180	90	180	90	180
③ ②－① (当初)		54	-52	55	-44	57	-31
春日		令和 5 年度		令和 6 年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		33	213	32	207		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	90	180	90	180		
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0		
	計	90	180	90	180		
③ ②－①		57	-33	58	-27		

単位:人/年

山南		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		36	185	36	185	33	168
② 確保の内容	特定教育・保育施設	45	216	45	216	45	216
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0
	計	45	216	45	216	45	216
③ ②－① (当初)		9	31	9	31	12	48
山南		令和 5 年度		令和 6 年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		31	158	27	140		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	45	216	45	216		
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0		
	計	45	216	45	216		
③ ②－①		14	58	18	76		

単位:人/年

市島		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み		30	159	30	158	30	158
② 確保の内容	特定教育・保育施設	45	155	45	155	45	155
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0
	計	45	155	45	155	45	155
③ ②-① (当初)		15	-4	15	-3	15	-3
市島		令和5年度		令和6年度			
		1号	2号	1号	2号		
① 量の見込み		29	153	30	155		
② 確保の内容	特定教育・保育施設	45	155	45	155		
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0		
	計	45	155	45	155		
③ ②-①		16	2	15	0		

■ 3号認定

単位:人/年

丹波市(合計)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み (当初)		622	129	602	125	589	121	574	118	562	113
② 確保の内容	特定教育・保育施設	587	129	587	129	587	129	587	129	587	129
	特定地域型保育事業	9	3	18	6	18	6	18	6	18	6
	企業主導型保育事業等	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
	計	599	132	608	135	608	135	608	135	608	135
③ ②-① (当初)		-23	3	6	10	19	14	34	17	46	22

単位:人／年

柏原		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		82	19	80	18	78	18	76	17	75	17
② 確保 の内容	特定教育・保育施設	110	30	110	30	110	30	110	30	110	30
	特定地域型保育事業	0	0	9	3	9	3	9	3	9	3
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	110	30	119	33	119	33	119	33	119	33
③ ②－①（当初）		28	11	39	15	41	15	43	16	44	16

単位:人／年

氷上		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		174	30	183	30	181	29	178	29	175	28
② 確保 の内容	特定教育・保育施設	183	39	183	39	183	39	183	39	183	39
	特定地域型保育事業	9	3	9	3	9	3	9	3	9	3
	企業主導型保育事業等	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
	計	195	42	195	42	195	42	195	42	195	42
③ ②－①（当初）		21	12	12	12	14	13	17	13	20	14

単位:人／年

青垣		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		50	19	40	17	36	15	33	14	29	12
② 確保 の内容	特定教育・保育施設	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10
③ ②－①（当初）		-10	-9	0	-7	4	-5	7	-4	11	-2

単位:人/年

春日		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		127	23	124	22	120	21	116	20	113	19
② 確保の内容	特定教育・保育施設	105	25	105	25	105	25	105	25	105	25
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	25	105	25	105	25	105	25	105	25
③ ②－①（当初）		-22	2	-19	3	-15	4	-11	5	-8	6

単位:人/年

山南		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		103	20	89	19	85	19	81	18	78	17
② 確保の内容	特定教育・保育施設	69	10	69	10	69	10	69	10	69	10
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	69	10	69	10	69	10	69	10	69	10
③ ②－①（当初）		-34	-10	-20	-9	-16	-9	-12	-8	-9	-7

単位:人/年

市島		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み（当初）		86	18	86	19	89	19	90	20	92	20
② 確保の内容	特定教育・保育施設	80	15	80	15	80	15	80	15	80	15
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	80	15	80	15	80	15	80	15	80	15
③ ②－①（当）		-6	-3	-6	-4	-9	-4	-10	-5	-12	-5

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

延長保育事業については、市内の認定こども園すべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することとしています。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市 (合計)	①量の見込み	498	490	470	461	466
	②確保の内容	498	490	470	461	466
	②－①	0	0	0	0	0
柏原	①量の見込み	52	53	54	54	52
	②確保の内容	52	53	54	54	52
	②－①	0	0	0	0	0
氷上	①量の見込み	164	164	150	150	164
	②確保の内容	164	164	150	150	164
	②－①	0	0	0	0	0
青垣	①量の見込み	50	45	42	35	30
	②確保の内容	50	45	42	35	30
	②－①	0	0	0	0	0
春日	①量の見込み	86	83	80	80	77
	②確保の内容	86	83	80	80	77
	②－①	0	0	0	0	0
山南	①量の見込み	22	21	19	18	17
	②確保の内容	22	21	19	18	17
	②－①	0	0	0	0	0
市島	①量の見込み	124	124	125	124	126
	②確保の内容	124	124	125	124	126
	②－①	0	0	0	0	0

(2)アフタースクール(放課後児童健全育成事業)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校周辺の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

アフタースクールについては、原則として各小学校校区単位で実施することで、量の見込みを確保できる体制を整備します。

単位：人／年

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市 (合計)	① 量 の 見込み	1 年生	353	334	321	324	321
		2 年生	299	302	297	288	283
		3 年生	261	258	258	248	246
		1～3 年生 計	913	894	876	860	850
		4 年生	183	175	180	175	172
		5 年生	90	95	92	91	88
		6 年生	25	28	25	27	26
		4～6 年生 計	298	298	297	293	286
	② 確 保 の内容	1 年生	353	334	321	324	321
		2 年生	299	302	297	288	283
		3 年生	261	258	258	248	246
		1～3 年生 計	913	894	876	860	850
		4 年生	183	175	180	175	172
		5 年生	90	95	92	91	88
		6 年生	25	28	25	27	26
		4～6 年生 計	298	298	297	293	286
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
柏原	① 量の 見込み	1年生	61	61	55	67	73
		2年生	46	52	52	47	55
		3年生	43	38	44	44	40
		1～3年生 計	150	151	151	158	168
		4年生	26	23	22	24	24
		5年生	11	13	13	11	12
		6年生	3	3	3	3	2
		4～6年生 計	40	39	38	38	38
	② 確保 の内容	1年生	61	61	55	67	73
		2年生	46	52	52	47	55
		3年生	43	38	44	44	40
		1～3年生 計	150	151	151	158	168
		4年生	26	23	22	24	24
		5年生	11	13	13	11	12
		6年生	3	3	3	3	2
		4～6年生 計	40	39	38	38	38
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
氷上	① 量の 見込み	1年生	76	90	88	77	73
		2年生	85	71	87	87	75
		3年生	67	70	57	71	71
		1～3年生 計	228	231	232	235	219
		4年生	61	58	61	53	60
		5年生	30	31	29	31	26
		6年生	8	10	9	9	9
		4～6年生 計	99	99	99	93	95
	② 確保 の内容	1年生	76	90	88	77	73
		2年生	85	71	87	87	75
		3年生	67	70	57	71	71
		1～3年生 計	228	231	232	235	219
		4年生	61	58	61	53	60
		5年生	30	31	29	31	26
		6年生	8	10	9	9	9
		4～6年生 計	99	99	99	93	95
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青垣	①量の 見込み	1年生	28	29	20	30	24
		2年生	24	22	26	18	25
		3年生	29	21	19	21	16
		1～3年生計	81	72	65	69	65
		4年生	14	12	10	11	13
		5年生	7	8	8	7	6
		6年生	1	1	1	2	1
		4～6年生計	22	21	19	20	20
	②確保 の内容	1年生	28	29	20	30	24
		2年生	24	22	26	18	25
		3年生	29	21	19	21	16
		1～3年生計	81	72	65	69	65
		4年生	14	12	10	11	13
		5年生	7	8	8	7	6
		6年生	1	1	1	2	1
		4～6年生計	22	21	19	20	20
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
春日	①量の 見込み	1年生	62	56	60	48	52
		2年生	56	52	49	53	42
		3年生	49	51	45	42	46
		1～3年生計	167	159	154	143	140
		4年生	25	26	27	24	24
		5年生	14	13	13	15	13
		6年生	5	5	4	5	5
		4～6年生計	44	44	44	44	42
	②確保 の内容	1年生	62	56	60	48	52
		2年生	56	52	49	53	42
		3年生	49	51	45	42	46
		1～3年生計	167	159	154	143	140
		4年生	25	26	27	24	24
		5年生	14	13	13	15	13
		6年生	5	5	4	5	5
		4～6年生計	44	44	44	44	42
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山南	①量の 見込み	1年生	63	53	56	51	54
		2年生	43	49	42	45	42
		3年生	38	39	43	36	39
		1～3年生計	144	141	141	132	135
		4年生	26	30	31	30	24
		5年生	16	15	15	13	13
		6年生	4	5	3	4	4
		4～6年生計	46	50	49	47	41
	②確保 の内容	1年生	63	53	56	51	54
		2年生	43	49	42	45	42
		3年生	38	39	43	36	39
		1～3年生計	144	141	141	132	135
		4年生	26	30	31	30	24
		5年生	16	15	15	13	13
		6年生	4	5	3	4	4
		4～6年生計	46	50	49	47	41
	②－①		0	0	0	0	0

単位:人/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市島	①量の 見込み	1年生	63	45	42	51	45
		2年生	45	56	41	38	44
		3年生	35	39	50	34	34
		1～3年生計	143	140	133	123	123
		4年生	31	26	29	33	27
		5年生	12	15	14	14	18
		6年生	4	4	5	4	5
		4～6年生計	47	45	48	51	50
	②確保 の内容	1年生	63	45	42	51	45
		2年生	45	56	41	38	44
		3年生	35	39	50	34	34
		1～3年生計	143	140	133	123	123
		4年生	31	26	29	33	27
		5年生	12	15	14	14	18
		6年生	4	4	5	4	5
		4～6年生計	47	45	48	51	50
	②－①		0	0	0	0	0

(3)子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

量の見込みと確保方策

引き続き、5 か所で事業を実施し、量の見込みを確保します。

単位：人日／年

延べ人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丹波市	①量の見込み	42	42	42	42	42
	②確保の内容	42	42	42	42	42
	②－①	0	0	0	0	0

単位：人／年

実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丹波市	①量の見込み	6	6	6	6	6
	②確保の内容	6	6	6	6	6
	②－①	0	0	0	0	0

(4)地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

量の見込みと確保方策

地域子育て支援拠点事業は子育て学習センターで、引き続き実施することにより、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。さらに、各認定こども園で実施する子育て支援事業を、地域子育て支援拠点を補完するものと位置付けし、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位: 人日/年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市 (合計)	①量の見込み	52,266	49,300	47,586	45,994	44,549
	②確保の内容	52,266	49,300	47,586	45,994	44,549
	(か所数)	6	6	6	6	6
	②－①	0	0	0	0	0
柏原	①量の見込み	12,223	11,882	11,541	11,246	10,996
	②確保の内容	12,223	11,882	11,541	11,246	10,996
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
氷上	①量の見込み	6,704	6,899	6,806	6,685	6,555
	②確保の内容	6,704	6,899	6,806	6,685	6,555
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
青垣	①量の見込み	6,084	5,065	4,542	4,102	3,662
	②確保の内容	6,084	5,065	4,542	4,102	3,662
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
春日	①量の見込み	6,554	6,404	6,179	5,979	5,804
	②確保の内容	6,554	6,404	6,179	5,979	5,804
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
山南	①量の見込み	15,824	14,113	13,452	12,830	12,286
	②確保の内容	15,824	14,113	13,452	12,830	12,286
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
市島	①量の見込み	4,877	4,937	5,066	5,152	5,246
	②確保の内容	4,877	4,937	5,066	5,152	5,246
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

(5)一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

(認定こども園の在園児の一時預かり)

1号認定による利用はすべての認定こども園で量の見込みを確保します。2号認定による利用は、全市域で認定こども園に移行したため、見込んでいません。

単位:人日/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丹波市 (合計)	①量の見込み	1,262	1,219	1,180	1,143	1,112
	②確保の内容	1,262	1,219	1,180	1,143	1,112
	②－①	0	0	0	0	0
柏原	①量の見込み	109	115	124	124	121
	②確保の内容	109	115	124	124	121
	②－①	0	0	0	0	0
氷上	①量の見込み	366	342	331	335	346
	②確保の内容	366	342	331	335	346
	②－①	0	0	0	0	0
青垣	①量の見込み	205	194	187	150	125
	②確保の内容	205	194	187	150	125
	②－①	0	0	0	0	0
春日	①量の見込み	400	387	363	367	358
	②確保の内容	400	387	363	367	358
	②－①	0	0	0	0	0
山南	①量の見込み	65	65	59	55	49
	②確保の内容	65	65	59	55	49
	②－①	0	0	0	0	0
市島	①量の見込み	117	116	116	112	113
	②確保の内容	117	116	116	112	113
	②－①	0	0	0	0	0

(認定こども園の在園児以外)

認定こども園の在園児以外の児童に係る一時預かり事業は、市内の認定こども園のすべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位: 人日/年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市 (合計)	①量の見込み	662	648	642	625	617
	②確保の内容	662	648	642	625	617
	②－①	0	0	0	0	0
柏原	①量の見込み	56	57	58	57	56
	②確保の内容	56	57	58	57	56
	②－①	0	0	0	0	0
氷上	①量の見込み	93	91	89	89	90
	②確保の内容	93	91	89	89	90
	②－①	0	0	0	0	0
青垣	①量の見込み	103	92	86	73	63
	②確保の内容	103	92	86	73	63
	②－①	0	0	0	0	0
春日	①量の見込み	34	33	31	31	30
	②確保の内容	34	33	31	31	30
	②－①	0	0	0	0	0
山南	①量の見込み	31	29	27	26	24
	②確保の内容	31	29	27	26	24
	②－①	0	0	0	0	0
市島	①量の見込み	345	346	351	349	354
	②確保の内容	345	346	351	349	354
	②－①	0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

事業概要

病児（体調不良児含む）について、認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

病児保育事業については、現在、市内の認定こども園 9 園で体調不良児型の病児保育事業を実施しており、すべての認定こども園での実施を促進していますので、市内の認定こども園全園での実施を見込みます。看護師等の人員確保に努め、量の見込みを確保します。

単位：人日／年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市 (合計)	①量の見込み	4,431	4,357	4,296	4,220	4,151
	②確保の内容	4,431	4,357	4,296	4,220	4,151
	②－①	0	0	0	0	0
柏原	①量の見込み	1,133	1,148	1,177	1,164	1,137
	②確保の内容	1,133	1,148	1,177	1,164	1,137
	②－①	0	0	0	0	0
氷上	①量の見込み	1,586	1,551	1,515	1,512	1,522
	②確保の内容	1,586	1,551	1,515	1,512	1,522
	②－①	0	0	0	0	0
青垣	①量の見込み	221	199	187	157	134
	②確保の内容	221	199	187	157	134
	②－①	0	0	0	0	0
春日	①量の見込み	423	410	391	387	377
	②確保の内容	423	410	391	387	377
	②－①	0	0	0	0	0
山南	①量の見込み	440	419	389	368	338
	②確保の内容	440	419	389	368	338
	②－①	0	0	0	0	0
市島	①量の見込み	628	630	637	632	643
	②確保の内容	628	630	637	632	643
	②－①	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、量の見込みを確保します。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日/年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丹波市	①量の見込み	1～3年生	232	232	232	217	217
		4～6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	1～3年生	232	232	232	217	217
		4～6年生	0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0

(8)利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が、認定こども園での幼児教育・保育や一時預かり、アフタースクール等の子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、相談を含めた支援を行います。

幼児教育・保育施設や子育て支援事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からの事業利用の相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

量の見込みと確保方策

教育・保育に関する情報提供や各種相談対応等を含め、身近な場所で総合的に実施していく基本型は、地域子育て支援拠点である子育て学習センターの活用により、計画期間を通じて6か所を確保します。平成30年度からは市健康部で、子育て世代包括支援センターという名称で、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・サポートを行う、母子保健型を開始、合わせて7か所確保しています。

単位：か所

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市	基本型	量の 見込み	6	6	6	6	6
		確保の 内容	6	6	6	6	6
	母子保 健型	量の 見込み	1	1	1	1	1
		確保の 内容	1	1	1	1	1

(9)乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

年間を通して実施し、子育て家庭の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等を把握して指導・助言等を行います。また、支援が必要な家庭は、適切なサービス提供につなげます。

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市	量の見込み〔人／年〕		415	405	396	386	377
	確保の 内容	実施体制 〔人〕	15	15	15	15	15
		実施機関	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
		委託団体等	個人	個人	個人	個人	個人

(10)養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取組強化を図ります。

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市	量の見込み〔人／年〕		20	20	20	20	20
	確保の内容	実施体制〔人〕	10	10	10	10	10
		実施機関	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
		委託団体等	公益社団法人等	公益社団法人等	公益社団法人等	公益社団法人等	公益社団法人等

(11)妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

標準的な健診回数（14 回）の公費負担を継続しつつ、県下の状況を踏まえ、さらなる経済的負担の軽減を図ります。

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
丹波市	量の見込み〔人／年〕		650	630	620	600	590
	確保の内容	実施場所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所	妊婦健康診査事業協力医療機関及び助産所
		実施体制〔人〕	1	1	1	1	1
		検査項目	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査	医師が必要と認めた検査
		実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

1. いきいきとした子ども・子育ての地域づくり

質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を行うためには、認定こども園等の施設の健全な運営が重要となります。そのためには必要に応じた柔軟な財政的支援をはじめ、不足しがちな人的資源の充実についても支援する必要があります。そこで、魅力ある職場となるように、保育教諭の処遇改善や、保育補助者の雇上げなどについて支援するとともに、保育に携わる人材への研修の実施などにより、より質の高い幼児教育・保育を提供します。

また、地域の力を教育・保育環境づくりにいかす取組を行うとともに、地域の人材などを育成、相互の結びつきの強化を図り、助け合って子育てを行う、地域全体で子育てを支えていく環境整備を図ります。

NO.	取組み【担当課】	事業概要
1	施設型給付費（保育料軽減・無償化） 【子育て支援課】	認定こども園等の利用者負担金（保育料）を約 50%、国基準額より軽減します。 （令和元年 10 月から、3 歳児から 5 歳児までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳児で住民税非課税世帯の子どもについては無償化）
2	子育て支援員研修 【子育て支援課】	子育て支援員研修（地域保育コース）を実施し、保育補助者を養成し、保育に携わる人材を確保します。
3	保育教諭等処遇改善補助金 【子育て支援課】	正規職員の保育教諭の、処遇改善に必要な費用を、認定こども園に補助します。
4	保育補助者雇上強化事業補助金 【子育て支援課】	保育教諭の業務負担を軽減、離職防止を図ることを目的に、保育教諭の資格を持たない者であっても、子育て支援員研修を受講したなどの要件を満たす保育補助者を雇い上げる費用について、認定こども園に補助します。
5	保育士等キャリアアップ研修 【学校教育課・子育て支援課】	キャリアアップ研修を実施し、公定価格上の処遇改善に対応するとともに、保育教諭等の資質向上を図ります。

6	奨学金返還支援補助金 【社会福祉課】	奨学金の貸与を受けて修学、卒業後に丹波市に居住し、必要な資格を取得して市内の社会福祉法人等に就労した場合、奨学金の返還額の一部を助成します。（就職支援連携協定校等卒業者は、初年度に限り、10 万円を加算）
7	女性有資格者福祉人材バンク 【社会福祉課】	離職している女性が資格を活かし活躍できるよう、女性有資格者福祉人材バンクを開設、職業紹介や就職の支援を行います。また、市内社会福祉法人等に就職が決定した時は、就労準備金を補助します。
8	福祉人材確保家賃補助金 【社会福祉課】	市内の福祉事業所に就職する有資格者が、本人名義で契約する民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。
9	こども園課題解決型補助金 【子育て支援課】	認定こども園が抱える課題の解決を図るため、補助金を交付し、認定こども園の安定的な運営を支援します。
10	こども園通園バス購入補助金 【子育て支援課】	認定こども園が通園等に使用するバスの購入費を補助することで、子どもの送迎範囲の拡大や安全性の向上を図ります。
11	保育料軽減事業補助金 【子育て支援課】	保育料無償化の対象とならない0歳から2歳児の第1子及び第2子以降の子どもが認定こども園等を利用する場合の、利用者負担額を軽減します。
12	ファミリー・サポートセンター 【子育て支援課】	子どもを預けたい人と子どもを預かれる人を登録、マッチングするなど、相互援助を促進します。
13	アフタースクール 【子育て支援課】	保護者の就労などにより、放課後に保育を受けることができない小学生を預かります。指導員は放課後児童支援員認定資格研修等の受講などを通し、質の向上に努め、より充実した運営に取り組んでいます。
14	学校運営協議会制度 【学校教育課】	子どもに関わるすべての大人の主体的な教育参加・参画が当事者意識や自治意識の醸成につながります。

2. 健やかに生み育てる環境づくり

子どもの健やかな成長のため、また親が子どもを健やかにはぐくむことができる環境整備のため、妊娠・出産・育児のそれぞれの段階に応じ、適切かつ一連のつながりを持った支援に取り組めます。妊娠期には健康診査の費用の一部助成、産前から産後にかけてのサポートやケア、家庭訪問や健診時の相談など、安心して出産のできる環境づくりを推進し、適切な保健医療サービスの提供を通し、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを進めます。

N0.	取組み【担当課】	事業概要
1	特定不妊治療費助成事業 【健康課】	不妊治療の費用の一部を助成します。
2	不育症治療費助成事業 【健康課】	流産、死産や新生児死亡などを繰り返す不育症の検査・治療に要する費用の一部を助成します。
3	母子健康手帳交付事業 【健康課】	妊娠の届け出をされた方に、母子の一貫した健康管理や子育てに役立てていただくよう、母子健康手帳を交付します。情報提供や知識の普及啓発などを行います。
4	妊産婦健康診査費助成事業 【健康課】	安心して出産できるよう、妊産婦の健康診査に係る費用の一部を助成します。
5	新生児聴覚検査費助成事業 【健康課】	新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで、検査の受診率を向上させ、聴覚障がい早期発見・早期治療、早期療育を図ります。
6	産前産後関連事業（産前産後サポート事業、産後ケア事業） 【健康課】	体調不良や育児不安があるものの、家庭等での支援が得にくい妊産婦が、医療機関で実施する支援（宿泊型、デイ型、乳房ケア型）を受ける費用の一部を助成します。 また、助産師、心理士の相談を行っています。

7	家庭訪問事業 【健康課】	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児の発育・発達の確認や子育て等に関する助言・相談を行うとともに、保護者が抱える子育て不安などに寄り添い、子育ての負担軽減が図られるよう、関わっていきます。 また、継続した支援を必要とする家庭への訪問も実施します。
8	乳幼児健康診査・相談事業、 離乳食教室 【健康課】	乳幼児とその保護者等を対象に、乳幼児の発育・発達の確認や保護者の育児不安の軽減に資するため、健康診査や健康相談を実施します。また、離乳食教室を実施し、離乳食の知識や調理技術の習得と育児支援を行います。 必要に応じ、医療機関等とも連携を行います。
9	健康教育事業（食育、睡眠、 歯科保健、喫煙防止、性教育 等） 【健康課】	睡眠や歯の健康について、また、食育や喫煙防止、性教育などについて、児童・生徒や子育て中の保護者に学んでもらえる教室を開催します。
10	予防接種事業 【健康課】	感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種を実施します。 市内の医療機関と連携して、ICT（情報通信技術）を活用した予防接種の判定システムを使い、ワクチンの種類や接種間隔に誤りがないよう、接種履歴などを管理します。
11	未熟児養育医療事業 【市民課】	入院養育が必要な未熟児の入院費用や医学的処置等について医療給付します。
12	母子家庭等医療費助成事業 【市民課】	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成することにより、医療費負担を軽減します。（所得制限あり）
13	乳幼児等医療費助成事業 【市民課】	0歳～小学校3年生の子どもの医療費を助成します。（所得制限あり）
14	こども医療費助成事業 【市民課】	小学4年生～中学3年生までの児童生徒の医療費を助成します。（所得制限あり）
15	母子健康手帳アプリでの子育て 情報配信 【健康課】	「母子健康手帳アプリ」により子育てに役立つ情報を配信し、子育ての情報環境を充実させます。

3. 配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

すべての子どもがこころ豊かに育まれる環境の実現のため、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対し、切れ目ない支援が必要です。児童の虐待への対応強化や未然に防ぐ取組の強化など、支援体制の充実を図るとともに、養育環境に問題を抱える子育て世帯など、援助が必要な子どもとその家庭を、迅速に支援できる取組を推進します。

NO.	取組み【担当課】	事業概要
1	子育て家庭ショートステイ 【子育て支援課】	一時的に児童の養育が困難となった家庭の子どもを、児童福祉施設等で一定期間、保護・養育します。
2	家庭児童相談 【子育て支援課】	様々な要因で支援を必要とする児童に対して、行政、地域、教育機関等が情報を共有することにより、子どもや家庭状況の把握と理解を深め、適切な支援を行います。
3	児童虐待の予防及び早期発見のため のネットワークの充実【子育て支援課】	児童虐待等子どもをめぐる様々な問題について関係機関が連携し、虐待の早期発見や早期対応を行うための、要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）を設置、適切な対応が図れる体制を充実します。
4	特別支援保育事業補助金 【子育て支援課】	特別な支援が必要な子どもの保育に、保育教諭等を加配する費用や、小学校や保護者との連携をスムーズにするためのコーディネーターを配置する費用を、認定こども園等に補助します。
5	児童扶養手当 【社会福祉課】	父又は母と生計を共にできない子ども又は、父又は母に重度の障がいがある子どものいる世帯に手当を支給します。
6	レインボー教室 【学校教育課】	何らかの理由で学校に行けない児童生徒、学校を休みがちな児童生徒の居場所づくりに努めるとともに、一人一人にあった支援活動を行います。
7	子ども多文化共生サポーター、外国人児童生徒語学指導者の派遣 【学校教育課・学事課】	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる支援者を学校に派遣します。
8	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 【学事課】	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を助成します。

9	特別支援教育就学奨励事業 【学事課】	特別支援学級に在籍している等の児童生徒の保護者を対象として、その世帯所得が一定の基準を満たす場合に、学用品費や学校給食費の一部を助成します。
10	丹波市奨学金給付事業 【学事課】	経済的理由により、就学困難な高校生又は高等専門学生を対象に、奨学金を給付します。
11	遠距離通学補助金 【学事課】	遠距離通学の児童又は生徒の通学経費を助成します。
12	連携型中高一貫教育高校バス 通学費補助金 【学事課】	市内に居住する、中高一貫教育高校に路線バスで通学している生徒の、通学定期券購入費の一部を助成します。
13	路線バス通学定期券購入補助 金 【都市創造課】	路線バスで通学している高校生等の、通学定期券購入費の一部を助成します。
14	特別支援教育支援員・介助員 配置 【学校教育課】	学校生活や学習を行う上で特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員や介助員を配置し、教育的支援を行います。
15	発達支援事業（心理発達相談 事業、園巡回事業、5歳児相 談、医療相談、健診後フォロ ー教室） 【健康課】	心理相談員による個別相談やフォロー教室、医療相談などを通じ、発達上の課題の把握、相談を行うとともに、適切な療育、支援が受けられるようつなぎます。また、認定こども園等を巡回訪問し、集団場面での適切な支援について検討します。必要に応じ、医療機関等とも連携を行います。
16	特別児童扶養手当 【社会福祉課】	重度・中度の障がいのある児童を家庭において、監護又は養育している方に手当を支給します。

4. 子育てに喜びを感じるまちづくり

子育てに喜びや生きがいを感じることができる社会の構築のため、産前・産後休暇や育児休暇の取得をしやすくするなど、女性の活躍を支援し、また、休暇取得の推進や長時間労働の削減など、仕事と家庭の両立を推進していく取組を通し、子育てに十分な時間と力を注ぐことができる環境の実現を図ります。また、子育て中の親が孤立せず、子育て中の親同士、また地域社会とつながりを持ち、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組むとともに、子育てしながら働く親などの、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。

NO.	取組み【担当課】	事業概要
1	仕事と家庭の両立支援事業 【新産業創造課】	女性、男性を問わず従業員に育児休業を取得させるなど働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。
2	女性活躍推進支援事業 【新産業創造課】	休暇取得の推進や長時間労働の削減などを目的とした就業規則の改定や計画策定、労働環境の改善に向けた取組など女性が活躍できる働きやすい職場環境を積極的に整える事業所への支援をととして、すべての労働者のワークライフバランスの推進につなげます。
3	仕事と子育てサポート企業就職面接会、ハローワーキング就職相談会 【新産業創造課・ハローワーク柏原・子育て支援課】	子育て中の働きたい保護者と、子育て中の労働者を雇用したいと考える企業とをつなぐ、就職面接会や相談会を実施します。 【兵庫労働局との協定による連携事業】
4	「子育てしながら働きやすい求人情報」の提供 【新産業創造課・ハローワーク柏原】	子育て中の労働者を雇用したいと考える企業の求人情報を定期的にとりまとめ、子育て学習センターなどの子育て中の保護者の目にとまる場所に配置します。 【兵庫労働局との協定による連携事業】
5	子育て学習センターの運営 【子育て支援課】	地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する学習や育児相談、子育てに関する情報提供、子育てグループの支援など、親の主体的な「学び」「育ち」の場を提供します。
6	みんなで子育て・親育ち活動補助金 【子育て支援課】	子育て中の保護者とその子どもの仲間づくりを行う、自主的なサークル等の活動費を補助します。

7	児童館の運営 【子育て支援課】	児童館まつりや寺子屋教室など、子どもに健やかな遊びを提供します。また、出前児童館など、児童館以外の場所での活動も行います。子育て中の保護者に対しては、相談や情報提供などを行います。
8	子育てポータルサイトの運営 【子育て支援課】	子育てポータルサイトを運営し、行政や民間の地域に根差した子育てに役立つ情報をリアルタイムに発信します。
9	子育てピアサポーター 【子育て支援課】	子育て世代と同じ目線で仲間として寄り添いながら、子どもや保護者を応援し支えるサポーターを委嘱・養成し、市の機関と連携しながら子育て支援を行います。
10	児童手当 【社会福祉課】	0歳～中学生の子どものいる世帯に手当を支給します。
11	一時預かり 【子育て支援課】	認定こども園等に補助金を交付し、保護者の傷病や仕事の都合で子どもを保育できない場合などに、認定こども園や市民プラザ内などで、一時的に子どもを預かることができますようにします。
12	延長保育 【子育て支援課】	認定こども園等に補助金を交付し、早朝や夜間など、通常の保育時間外に、保育を延長して行えるようにします。
13	病児保育 【子育て支援課】	認定こども園等に補助金を交付することで看護師配置を支援し、認定こども園などで保育中に、体調不良となった子どもを安全に預かることができる環境を整えます。
14	男女共同参画センターの運営 【人権啓発センター】	男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設として、意識改革や男女の活動支援、相談業務や情報提供などを行います。

15	ワーク・ライフ・バランスの 推進に向けた広報・啓発 【人権啓発センター】	市民や事業所に対して、働き方の見直しやライフスタイルの 充実に向けた学習機会や情報の提供を行います。
16	男性の家事、育児、介護への 参画促進に向けた広報・啓発 【人権啓発センター】	あらゆる世代の男性等を対象に、家事や育児、介護への参画 促進のための学習機会や情報の提供を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。計画策定に携わる「丹波市子ども・子育て会議」や行政関係部課を中心に、就学前の学校教育・保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども、子育て支援の環境向上や子育て環境整備に向けた意識を醸成するとともに、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

■子ども・子育て会議の機能

①目的の共通化

基本理念である『みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く ^{まごころ}丹の里』をめざし、全員が子ども・子育て支援の推進という大きな共通認識を常にもちながら参加します。

②情報の共有化

それぞれが把握している地域や分野の実態や課題、社会資源等の情報を共有した上で、関係者それぞれの専門性を生かして連携しながら課題を解決します。

③具体的に協働する

課題の共有やその改善策の検討を市民と行政が協働して行います。

④計画の進捗確認・取組の創出

毎年、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、その中から抽出された課題について、具体的な解決方法を検討し、次年度の新たな取組の可能性を検討します。

2. 地域一体となった取組の推進

丹波市のまちづくりに関する最高規範に位置付けられる「丹波市自治基本条例」には、市民と行政が情報を共有し、対話を重ねて協働でまちづくりを進めていこうという方向が示されています。また、本計画の基本理念である「みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く ^{まごころ}丹の里」の実現をめざすためには、市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、子ども・子育て支援の理念や取組について情報共有を図るため、本計画の概

要版や子育て施策に関する情報を関係機関・団体等への配布やホームページ等での公表・紹介などに努めます。また、保護者や団体等の要望に応じて説明機会を設け、地域の子育て意識を高めるとともに、主体的で前向きな意見を引き出す場としていきます。

なお、広報・啓発にあたっては、就学前教育・保育や各種サービスを一元的に情報提供する利用者支援事業の拠点となる子育て学習センターの活用を促進します。

3. 計画の進捗管理・評価

この計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、「丹波市子ども・子育て会議」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、丹波市として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を子どもの保護者や関係機関、団体などから得る機会を設け、適時、取組の見直しを行っていきます。

なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

用語解説

用 語	解 説	掲載頁
次世代育成支援 対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」をすすめるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律。	1
子ども・子育て関連 3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法律のこと。	1
子ども・子育て支援 事業計画	5年間の計画期間における就学前教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての市町村が作成する。	2
病児保育	病気又は病気回復期で入院治療の必要はないお子さんを、集団保育が困難な期間一時的に、看護師、保育士などの職員が保育を行うこと。	10
子ども・子育てビジョ ン	少子化社会対策基本法（平成 15 年）第7条に規定する大綱として、平成 22 年 1 月に策定されたもの。	16
就学前教育・保育 施設	「認定こども園法」規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所を言う。	17
質の高い就学前教育・保育	教育・保育内容の充実、従事する保育士等の資質向上、処遇改善等を図っていくこと。	28

丹波市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月末現在

区 分	氏 名	団体名	役 職
子どもの保護者	小高 麻理	丹波市PTA連合会	副会長
	原田 真央	認定こども園ミライズそら保護者会	評議員
	後藤 まみ	認定こども園みつみ保護者会	
子ども・子育て 支援事業に 従事する者	足立 映美	NPO法人 Tプラス・ファミリーサポート	理事
	太田 浩之	児童養護施設 睦の家	施設長
	芦田 正吾	社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会	事務局次長
識見を有する者	◎石野 秀明	兵庫教育大学大学院	教授
公募による市民	井根 美樹		
	十倉 美和子		
教育・保育施設 関係者	足立 雅人	丹波市小学校長会	進修小学校長
	高橋 行正	丹波市保育協会	認定こども園わ だ 園長
	足立 まゆみ	丹波市保育協会	認定こども園さ ちよ 園長
	藤井 敏弘	丹波市認定こども園協議会	社会福祉法人和 田福社会 理事 長
市長が必要と 認める者	○大木 康次	丹波青少年本部	本部長
	芦田 晶治郎	丹波市民生委員児童委員連合会	監事
	打田 哲夫		監事
	臼井 里佳	丹波市愛育会	会長
	大槻 祥三	丹波市商工会	副会長
	藤井 直哉	柏原公共職業安定所	所長

※氏名欄の◎印は会長、○印は副会長

※芦田氏及び打田氏については、推薦元の丹波市民生委員児童委員連合会の役員交代により、令和元年11月末をもって芦田氏が委員退任、打田氏に委員委嘱を行ったもの

策定経過

年 度	月 日	主な内容
平成 30 年度	10 月 10 日	第 1 回丹波市子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	1 月～2 月	ニーズ調査の実施 未就学世帯の回収状況：488 件 （回収率 48.8%） 就学児世帯の回収状況：201 件 （回収率 40.2%）
	2 月 25 日	第 2 回丹波市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の集計結果（速報値）
令和 元年度	7 月 8 日	第 1 回丹波市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について ・児童人口推計について ・量の見込みの算出について
	8 月 6 日	第 2 回丹波市子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の構成について ・児童人口推計について ・量の見込みの算出について
	8 月 28 日	第 1 回丹波市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・各課の子育て支援に関する取り組み状況について
	9 月 17 日	第 3 回丹波市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画素案について
	10 月 7 日	第 2 回丹波市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・子ども・子育て会議で出た意見について ・各課の子育て支援に関する取り組み状況について
	10 月 31 日	第 4 回丹波市子ども・子育て会議 ・量の見込み及び確保方策の一部修正について ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
	12 月 21 日 ～1 月 20 日	パブリック・コメントの実施
	2 月 18 日	第 5 回丹波市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について

第 2 期丹波市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 令和2年3月

発行・編集 : 丹波市教育委員会子育て支援課

住 所 : 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110

T E L : 0795-70-0813 F A X : 0795-70-0815

<http://www.city.tamba.lg.jp/site/kyouiku/>